

第Ⅳ部

令和4年度に 講じようとする施策

第1章 新型コロナウイルス感染症の対応と観光の復活

観光関連産業には全国で約900万人の方が従事し、地方経済を支える重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症の収束後も、人口減少が進む我が国では、観光による内外との交流人口の拡大を通じた地域活性化の重要性に変わりはない。

新型コロナウイルス感染症の拡大後、国内外の観光需要が大幅に減少し、観光産業が深刻な影響を受ける中、雇用維持と事業継続の支援のため、金融や雇用関係の支援制度を活用する。

「新たなGo Toトラベル事業」や地域観光事業支援による需要喚起に加え、ワーケーション、「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」等、新たな旅のスタイルの普及による交流市場を開拓するほか、観光産業の変革を進め、観光地等におけるデジタル実装、観光産業や観光地の再生・高付加価値化、地域独自の旅行商品の創出等により、豊かさを実感できる稼ぐ地域を実現する。

また、インバウンドの回復・再拡大に向け、短期的には、旅行者と訪問地の安全・安心を確保したインバウンド再開を図りつつ、中期的には、更なる消費額増加、地方への誘客促進、持続可能な観光の推進、ポストコロナの旅行ニーズへの対応、データ分析に基づくマーケティング強化等を柱として戦略的な取組を進める。

我が国は全国各地に、国内外の観光客を魅了する自然・気候・文化・食が揃っており、新型コロナウイルス感染症下でもこれらの魅力は失われていない。観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、持続可能な観光に向けた取組を進めつつ、観光立国復活に官民一丸で取り組む。

第1節 国内交流の回復・新たな交流市場の開拓

- ・国内旅行需要喚起のため、週末の混雑回避の工夫や中小事業者への配慮の観点から見直しを講じた上で、「新たなGo Toトラベル事業」を実施する。また、その実施に合わせ、観光・交通事業者と連携して平日の旅行を促進する。さらに、観光・交通事業者の業種別ガイドラインや「新しい旅のエチケット」の周知徹底等により、安全で安心な旅行環境を整備する。
- ・ワーケーション、ブレッジャー等の企業への制度導入の促進のため、2022年度（令和4年度）に、企業と地域の参画によるワーケーション等のモデル事業を約30件行う。また、2022年（令和4年）に、テレワークやワーケーションに前向きな企業や地方公共団体等の官民コンソーシアムを立ち上げ、取組事例の情報発信等を行う。さらに、地域住民と来訪者の関係性を深めて中長期滞在や反復継続した来訪を増加させる「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」の普及・定着のため、2022年度（令和4年度）に、モデル実証により、受入側の地域づくりに必要な滞在環境・移動環境の整備やマーケティング等に取り組む地域を約15地域創出する。
- ・ユニバーサルツーリズムの推進に向けて、高齢者等が安心して旅行できる環境を整備するため、複数の認定施設を組み込んだモニターツアーを実施して「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認知度を上げ、認定数を増加させるとともに、文化施設等の認定対象施設の追加等について検討し、2022年度（令和4年度）中に結論を得る。

第2節 観光産業の変革

- ・新型コロナウイルス感染症下からの観光のV字回復を図るとともに、低い生産性やデジタル化の遅れなど観光産業の積年の構造的課題を解決するため、観光地の面的な再生・高付加価値化の核となる宿泊業・旅行業等の経営力強化を中長期的な視点に立って計画的かつ強力に支援するための仕組みについて、法整備を含めて更なる推進策を2022年度(令和4年度)中に検討し、所要の措置を講ずる。
- ・宿泊業等の生産性向上・高付加価値化のため、顧客管理システム等によるデジタル化や泊食分離、異業種との連携等による新規サービス創出、所有と経営の分離による経営力向上等を支援する。また、ITやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成等を推進するため、大学等におけるリカレント教育の強化や産学官連携の促進等を行う。

第3節 交流拡大により豊かさを実感できる地域の実現

- ・地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を強力に推進するため、観光地の顔となる宿泊施設、観光施設、公的施設等の改修や観光地の魅力向上のための廃屋撤去等を支援する。
- ・地域の幅広い関係者の連携により、自然、食、生業等の地域独自の観光資源を活用した稼げる観光コンテンツや、XR¹・5G等のデジタル技術と地域の観光資源の融合による新たな観光コンテンツを創出する。また、将来にわたり国内外からの旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額の向上等につながり、地域・日本のレガシーとなる新たな観光資源の形成に向けて、実現可能性の調査等を行う。
- ・デジタル技術を活用した旅行者の周遊促進と観光地経営改善のため、キャッシュレス決済データ等を活用した再来訪促進・消費拡大、予約・経路検索データ等を活用した観光地の混雑回避等、地方公共団体や地域の事業者等による取組を支援する。
- ・観光地域づくり法人(DMO)の体制強化として、重点支援DMO(インバウンドの誘客に向けて支援を強化すべき先駆的なDMO)に対して、専門家チームによる伴走支援等を行う。また、観光地域づくり法人全体の底上げのため、宿泊データ分析システムや顧客関係管理(CRM)アプリの活用等によるマーケティング能力向上、各種データを駆使した稼げる地域を実現する人材育成等を支援する。
- ・持続可能な観光の実現に向けて、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D²)」の実践によるモデル形成を通じたマネジメント体制の構築、コンテンツ造成における地域の持続可能性への配慮や受入環境の整備を行う。

第4節 国際交流の回復・質的な変革

- ・旅行者と訪問地の安全・安心を確保し、国内外の感染状況等を見極めつつ、段階的にインバウンド観光を再開する。日本政府観光局等を通じ、入国時や緊急時の対応に関する分かりやすい情報の発信や、往来を再開した国・地域ごとの効果的なプロモーションを行う。
- ・インバウンド促進に資する国立公園等の滞在環境の向上に向けて、「国立公園満喫プロジェクト

1 VR(仮想現実)、AR(拡張現実)等の総称。

2 Japan Sustainable Tourism Standard for Destinationsの略。

- ト」の取組の全国展開や、2021年(令和3年)に改正された「自然公園法(昭和32年法律第161号)」等による自然体験の促進、廃屋撤去等の景観改善、脱炭素化等の持続可能性向上、民間活力導入、ワーケーション環境整備等を行う。
- ・城跡、社寺、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりについて、事業化に向けた地域の計画策定、インバウンド向け観光コンテンツの造成等の支援を通じ、モデル地域の創出による取組事例の普及を行うとともに、インバウンドにも対応する宿泊環境の向上のための改修、コンシェルジュ対応の充実等を支援する。
 - ・インバウンドの多様なニーズに対応するため、文化観光拠点整備、アート市場活性化、スポーツツーリズム、農泊、ガストロノミーツーリズム、酒蔵ツーリズム等を支援する。また、新型コロナウイルス感染症による環境変化や旅行者の意識変化を踏まえ、サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズムの推進、スノーリゾート形成等アウトドア・アクティビティコンテンツの造成等を支援する。
 - ・日本政府観光局において、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)等も視野に、デジタルマーケティングを活用したきめ細かなプロモーション、地域との連携強化、中東・メキシコ等の重点市場での取組を強化する。また、地方空港における国際線の運航再開・増便等に係る取組を支援する。
 - ・2022年度(令和4年度)中に、訪日旅行での消費単価が高い高付加価値旅行者の誘客を見込める地域をモデル観光地として約10か所選定し、高付加価値な宿泊施設整備、観光資源の発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成、海外セールス強化等を集中的に支援するほか、プライベートジェットに係る手続緩和等の利用改善を行う。
 - ・MICEの安全な再開と誘致力強化のため、ハイブリッド形式での国際会議等の誘致開催支援やインセンティブ旅行の誘致支援を行う。
 - ・IR整備について、厳格なカジノ規制の実施を含め、区域整備計画の認定等所要の手続を着実に進める。
 - ・AIやICT等の最新技術のノウハウを有するベンチャー企業や地方公共団体等の連携による観光地等での多言語化やキャッシュレス対応、CIQ³の体制強化・円滑化、観光地への交通の充実等の受入環境整備を行うとともに、観光地での消費拡大や周遊促進のため、まちなみのライトアップやグランピング環境の整備等による夜のまち歩きやコト消費を楽しむ環境の創出等を支援する。
 - ・観光需要の回復・拡大に向けて航空ネットワークを維持・強化するため、航空・空港会社の設備投資等を支援するとともに、航空イノベーションの推進や、首都圏空港の発着容量の年間約100万回への拡大に向けた成田国際空港の滑走路新設、羽田空港アクセス鉄道の基盤施設整備等を図るほか、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港等の機能強化を進める。
 - ・クルーズを安心して楽しむ環境の整備のため、感染拡大防止策を徹底した上でのクルーズの寄港促進等を支援するとともに、他国の安全・安心対策等に留意しつつ、国際クルーズ再開に向けた取組を支援する。
 - ・国内外の感染状況を見極めつつ、アウトバウンドの段階的な再開を見据えて、広く有識者や関係団体等を含めた官民連携体制の再構築を行い、ポストコロナにおけるアウトバウンドの促進の在り方を検討するとともに、旅行者の安全・安心を確保するため、各国の感染症対策や現地情報等に係る正確な情報発信等により、国際的な往来再開に向けた環境整備を行う。

3 税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫所(Quarantine)の総称。

第2章 観光立国の実現に向けた観光施策

第1節 ポストコロナに向けた環境整備

1 観光地・観光産業

(1) ポストコロナを見据えた観光地・観光産業の再生

新型コロナウイルス感染症からの観光のV字回復を図るとともに、低い生産性やデジタル化の遅れなど観光産業の積年の構造的課題を解決するため、観光地の面的な再生・高付加価値化の核となる宿泊業・旅行業等の経営力強化を中長期的な視点に立って計画的かつ強力に支援するための仕組みについて、法整備を含めて更なる推進策を2022年度(令和4年度)中に検討し、所要の措置を講ずる。

具体的には、「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」(2021年(令和3年)11月から開催)において検討を進め、2022年(令和4年)5月を目途に結論を得る。これを踏まえて、宿泊業における財務諸表等の活用等による企業的経営への転換、事業承継・事業譲渡、事業再編等の事業再生の推進や、旅行業における地域との連携強化等による誘客・着地型旅行商品の造成等に向けた所要の措置を講ずる。

(2) 宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

宿泊業等について、既存のモデルとは異なる「新たなビジネス手法」の導入による付加価値向上策の方向性を検討する。具体的には、宿泊事業者と他業種の事業者との連携による新規サービスの導入の観点、泊食分離や、顧客管理システムを活用したバックオフィス部門等のDX⁴化等による生産性向上・高付加価値化の観点から、宿泊業等の付加価値向上につながる「新たなビジネス手法」の展開を進める。

また、観光産業の即戦力となる実務人材の確保を図るため、女性や氷河期世代等の活躍促進、都市部のIT人材のリモートワークによる副業・兼業等の新たな雇用体系を取り入れた人材確保・活用の推進等に取り組む地域においてモデル事業を実施し、これらの取組を支援するとともに、得られた知見を全国に展開する。

さらに、中小・小規模事業者自身がデジタル化の課題を明確に把握できるよう、「デジタル化診断ツール」を開発し提供する事業を実施する。把握された課題については、中小企業119専門家派遣事業等により、専門家を活用してその解決を支援していく。

(3) DXの推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光地における消費機会の拡大や消費単価の向上、再来訪の促進を目指し、カメラや高精度センサー等を活用した混雑回避、人流分散、周遊等を促すリアルタイム性の高い情報発信、顧客関係管理(CRM)等を活用した旅行者の個人関心や消費データに応じたマーケティング、効率的な観光地経営に資する地域内・地域間のデータ連携の推進等の取組を行うことにより、観光サービスの変革及び新たな観光需要の創出を図る。

4 Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。

(4) 産業界ニーズを踏まえた観光人材の育成・強化

a) トップレベルの経営人材の育成

国際的な競争が激化していく観光産業において経営力強化を行っていく必要があるとの認識から、2018年度(平成30年度)に一橋大学及び京都大学に「観光MBA」が設置され、これまでに54名の修了生が輩出された。また、産学連携による継続的な経営人材育成や「観光MBA」の更なる発展に向けて、2019年度(令和元年度)から産官学連携の協議会を開催している。2022年度(令和4年度)も引き続き、産学連携による継続的な人材育成に向けて協議し、結果を観光庁ウェブサイト等により広く周知する。

b) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2015年(平成27年)から、計14大学による、観光関連産業等に従事する社会人を対象としたリカレント教育について支援してきた。2022年度(令和4年度)は、大学等と連携したリカレント教育を推進するための環境整備について検討するとともに、地域連携の成功事例等に関するプログラムをオンラインで提供する。

また、実践的な職業教育を行う専門職大学制度について、観光分野を扱う専門職大学及び専門職短期大学が開学しており、専門職大学制度が更に広く社会において認知されるよう、広報活動を引き続き行う。

c) 即戦力となる実務人材確保・育成

観光産業の即戦力となる実務人材の確保を図るため、女性や氷河期世代等の活躍促進、都市部のIT人材のリモートワークによる副業・兼業等の新たな雇用体系を取り入れた人材確保・活用の推進等に取り組む地域においてモデル事業を実施し、これらの取組を支援するとともに、得られた知見を全国に展開する。また、2019年(平成31年)4月1日に改正法が施行された「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」に基づき、宿泊業における特定技能外国人材の就労等が円滑に進むよう、外国人材受入環境整備の促進を図る。

d) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき一定の要件を満たす場合にはクールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受入を促進する。

e) 通訳ガイド制度の充実・強化

地域の宿泊事業者、交通事業者等に対して、接遇能力及び語学力に優れた全国通訳案内士を講師として派遣し、研修を実施することで、地域のインバウンド対応能力を強化する。また、訪日外国人旅行者の回復を見据え、通訳ガイドの更なる質の向上を図るため、美術・建築等の専門分野のガイドや高付加価値な観光体験サービス等の多様化・深度化する訪日外国人旅行者のニーズに対応するための研修の実施等に取り組む。

f) 観光に関する教育の充実に向けた取組

成長早期の段階から、日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めることを目的として、観光教育プログラムを活用し観光産業と学校との連携強化を図り、観光教

育の充実・普及を促進する。

また、高等学校学習指導要領の必履修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、引き続き各種会議等の場を通じて、その周知を行う。

(5) 観光地の面的な再生・高付加価値化及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供等

a) 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)等による観光地再生に向けた地域計画の作成、同計画に基づく改修事業等を強力に支援する。

b) 旅館等のインバウンド対応の支援

旅館、ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応を支援することにより、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに対応する宿泊施設の提供を促進する。

c) 宿泊施設等のバリアフリー化促進

高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため、宿泊施設等のバリアフリー化支援を進めるとともに、バリアフリーに関する情報発信等、多様なニーズに対応する宿泊施設等の提供を促進する。

d) 海外の観光関連企業の日本進出・事業拡大支援

日本貿易振興機構(JETRO)において、海外の及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業並びに関連ソリューションを有するデジタル等企業に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等、地方公共団体等との連携による誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外国・外資系企業との連携・協業に意欲のある地方公共団体や、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等のプレーヤーとの連携による誘致活動を実施する。

(6) ユニバーサルデザインの推進

a) ユニバーサルツーリズム促進事業

高齢者等が安心して旅行できる環境を整備するため、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定件数の増加と、複数の認定施設を組み込んだモニターツアー等の実施による制度の周知促進を図るとともに、認定対象施設の拡充を検討するほか、面的な「ユニバーサルツーリズム先進地域」の認定を行うなど、ユニバーサルツーリズムを地域の売りにする手法の導入を検討し、ユニバーサルツーリズムの普及促進を図る。

b) ユニバーサルデザインの街づくり

① ユニバーサルデザインの街づくりの推進

基本構想の生活関連施設に位置づけられた1日当たり平均利用者数が2,000人以上の鉄軌道駅等について、原則として全てバリアフリー化することとするなどの2025年度(令和7年度)

末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、移動等円滑化に関する国民の理解と協力の一層の推進等、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

②宿泊施設等のバリアフリー化促進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(5)c)

③観光スポットのバリアフリー化促進

高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポットにおけるバリアフリー化を引き続き推進する。

④観光施設における心のバリアフリー認定制度

バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定件数の増加と制度の周知促進を図るとともに、観光施設の更なるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進する。

⑤観光地のバリアフリー情報提供の促進

バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進していく。

⑥道路におけるバリアフリー化の推進

道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路について、全ての人々がスムーズに移動できる面的なバリアフリー化を推進する。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置づけられた地区又は国土交通大臣が指定する特定道路であって、鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るものを対象に重点支援する。

⑦ユニバーサルデザインの街づくりに向けた道路標識改善

ユニバーサルデザインの街づくりに向けて実施してきた道路標識の改善を全国にも波及させるため、各都道府県の標識適正化委員会で策定した標識改善の取組方針や英語表記規定に基づき、道路標識の改善を引き続き推進する。

⑧高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者及び国民の責務として規定されていることを踏まえ、引き続き広報活動及び啓発活動の一環として、車両等の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、バリアフリースイレ、旅客施設等のエレベーターの適正な利用の推進に向けて、キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。

⑨鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

鉄道駅について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づき、エレベーター、ホームドア、バリアフリースイレ等の整備により、引き続きバリアフリー化に向けた取組を推進する。

⑩鉄道における車椅子利用環境改善

2020年(令和2年)8月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」を受け、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進する。

⑪ バリアフリー化したタクシー車両の普及促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づく2025年度(令和7年度)末までの整備目標の達成に向けて、バリアフリー化したタクシー車両の普及を促進する。特に、UD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。

⑫ バス・タクシー車両のバリアフリー化促進

バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス(リフト付きバス等)やUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。

⑬ 空港におけるバリアフリー化の推進

航空旅客ターミナル施設について、2021年(令和3年)4月に改正法が施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)を踏まえ、引き続きユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進する。

c) 高齢者、障害者等を対象とした交通事業者による接遇研修の実施促進

交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するため、2021年(令和3年)7月に作成・公表した、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」(追補版)及び2022年(令和4年)3月に改訂した「接遇研修モデルプログラム」の公表・周知を行う。

d) ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレスなく自由に活動できるインクルーシブ社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図る。民間事業者等が多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境を整備するため、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータの整備促進を図るとともに、オープンデータの利活用を更に拡大するためのアイデアコンテストをはじめとした、広報・周知の取組を推進する。

e) 障害者による文化芸術活動の推進に関する取組

障害の有無等にかかわらず、全ての人が文化芸術に親しみ、才能や個性を生かして活躍することのできる共生社会の実現を目指し、障害者等による鑑賞、創造、発表等の文化芸術活動を推進する先導的・試行的な取組を支援するとともに、これまで蓄積された成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発・実施、支援人材育成に取り組む。

(7) キャッシュレス環境の改善

a) 海外発行カード対応ATM設置の取組

引き続き、訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、銀行(地方銀行含む)に対し海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促していく。

また、海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせて、最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局ウェブサイト・アプリで引き続き提供する。

b) 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的に、2021年(令和3年)4月に改正法

が施行された「割賦販売法(昭和36年法律第159号)」に基づき、拡大されたクレジットカード番号等の適切管理の義務対象者を含めて、適切な監督・指導を行う。

セキュリティ対策については、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において2022年(令和4年)3月に改訂された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、決済代行業者等のクレジットカード関係事業者にもPCI DSS⁵の準拠等を求めるなど、セキュリティ対策の取組を推進する。

(8) 通信環境の向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

a) 通信環境の向上

① 共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いた無料Wi-Fiスポットの情報発信

訪日外国人旅行者に対し、分かりやすい共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカーの掲出を通じて、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料Wi-Fiスポットの情報発信を行う。

② 通信環境全体の改善

日本政府観光局のウェブサイトを活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対するプリペイドSIMの最新の販売拠点の周知を図る。

また、訪日外国人旅行者の旅行中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、引き続き、観光案内所、宿泊施設、鉄道駅やバスターミナル、車両、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料エリアWi-Fi環境の整備を進めるとともに、モバイルWi-Fiルーターの利用を促進する。

b) 多言語翻訳技術の高度化等の推進と多言語音声翻訳システムの更なる普及拡大

2025年(令和7年)に向け、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)も見据え、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応したAIによる多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に取り組む。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めた受入環境の面的整備を進める。

c) 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るための受入環境整備

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備や、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備、観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi整備等を支援する。さらに、先端的なサービスを提供するインバウンドベンチャーと地域の観光関係者とのマッチング支援を行う。

d) 観光案内拠点の充実

訪日外国人を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人観光案内所の案内機能の質の向上を目指す。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、AIチャットボットや多言語音声ガイド等の先進機能の整備やオンラインコンテンツ作成を支援する。

⁵ Payment Card Industry Data Security Standardの略。カード情報を取り扱う全ての事業者に対して国際ブランド(VISA、Mastercard、JCB、American Express、Discover)が共同で策定したデータセキュリティの国際基準。

さらに、「道の駅」第3ステージとして、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得を促進するなどのインバウンド対応を強化する。

e) 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備、清潔等機能の向上を促進する。

f) 多様な宗教・食習慣を有する訪日外国人旅行者への対応

多様な宗教・食習慣を有する訪日外国人旅行者への情報発信を引き続き実施し、訪日外国人旅行者が安心して食事ができる環境の整備を行う。

g) シェアサイクルの導入

観光地内の周遊性等を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者等に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入を促進する。

h) 「道の駅」の観光・防災拠点化等に向けた整備

観光や防災等の地域の拠点としての役割を発揮するため、「道の駅」の電気自動車(EV)の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進するとともに、災害時には訪日外国人を含む利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。

i) 受入環境向上に向けた調査の実施

受入環境に関する訪日外国人旅行者の不満・要望等について、インバウンドの回復状況を踏まえつつ、調査・分析を行う。

j) 地域課題解決のためのスマートシティの推進

地域が抱える様々な課題(防災、セキュリティ・見守り、買物支援等)をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を、総務省が関係府省と一体となって推進する。また、地域課題解決のためのスマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報や購買情報等データの収集・分析及びその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、新規事例の構築に加え、様々な機会を通じて先進事例の情報発信を行い、先進事例の水平展開を推進する。

(9) 「道の駅」を核とした地域振興

a) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」の取組等を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。

b) 道の駅の6次産業化の促進

「道の駅」が「地方創生・観光を加速する拠点」となるよう、周辺の農林漁業者等と連携しながら地域の特産品を活用して行う商品の開発・販売等、「道の駅」における6次産業化の取組を促進

する。

c) 「道の駅」の通信環境等の整備

「道の駅」が旅行者となり着地型旅行商品の販売を自ら行うとともに、民間企業や観光地域づくり法人(DMO)、風景街道等と連携した取組を促進することにより、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図る。

d) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、引き続き、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を支援する。

(10) 日本の良好な治安等を体感できる環境整備

a) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化

電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、全国の消防本部において円滑な運用を図る。また、全都道府県警察において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう、ロールプレイング形式の訓練等を継続的に行い、三者通話に対応可能な通訳人の拡充に努めるなどして、通報受理体制のより一層の強化を図る。

警察では、訪日外国人旅行者等とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、多言語翻訳機能を有する装備資機材等を積極的に活用するとともに、当該資機材の操作の習熟を図るための教養や、訪日外国人旅行者等が遭遇するトラブルを想定した対応訓練等を通じて、当該機能の浸透を図る。また、有名な観光地や繁華街・歓楽街等を管轄するなど訪日外国人旅行者等の対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修や世界各国・地域の文化・宗教に係る理解の促進等をはじめとした国内の外国人社会への対応に関する各種教養の実施に努める。

さらに、遺失届・拾得物の受理時等の各種届出関係書類への外国語併記等をはじめとした、各種手続に係る外国語による対応の促進及び防災・防犯等に資する情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報等を入手できる環境整備を強化する。

加えて、訪日外国人旅行者等が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する最新の情報を入手できるようにするため、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、より効果的な情報伝達に努める。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省及び関係機関がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2022年度(令和4年度)も引き続き新たな防災情報を追加するなどの充実を図る。

さらに、国土交通省ウェブサイトにおいて、雨の状況や川の水位、カメラ映像等のリアルタイムな情報を英語表記で提供している「川の防災情報 英語版」について、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用する。

b) 救急活動時における多言語音声翻訳アプリの活用の促進

救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図れるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ⁶」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。具体的には、全国の消防本部での導入状況調査等を実施するとともに、未導入消防本部におけるアプリ導入に係る課題を抽出し、地域の実情を踏まえた上で、消防本部への導入促進を図る。

c) 熱中症対策も含めた、救急車利用ガイド(多言語版)の提供

「訪日外国人のための救急車利用ガイド(多言語版)⁷」について、対応可能な言語が増え、活用の方がより一層広がったことから、各都道府県及び消防本部に対し積極的に広報を行うよう依頼するとともに、2022年度(令和4年度)も引き続き、関係省庁等が連携し効果的な広報を実施する。

d) 外国人に対する災害情報の発信に関する取組

これまで作成したポスターやリーフレットに加え、周知に資する新たなツールを検討・作成する。さらに、これらを用いて、指定公共機関・出入国在留管理官署・地方公共団体の防災部局及び多文化共生部局等を通じて、これまでよりも広いチャネルを活用した周知・普及促進を図る。

e) 非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組強化

2020年度(令和2年度)に作成した観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応に活用できる用語集や、2021年度(令和3年度)に作成した観光危機管理計画・危機対応マニュアルを策定する実務者向け「観光危機管理計画等作成の「手引き」」について、地方公共団体や事業者等に対し周知を図る。

f) 災害時における旅行者の避難受入等に対する協力要請

災害時に宿泊施設を避難所として迅速に活用することができるよう、地方公共団体から避難者受入の連携体制構築の依頼があった場合は積極的に応じるよう宿泊関係団体に要請する。

g) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制及び情報提供の強化

引き続き、「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人旅行者等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図っていく。

また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・日本政府観光局等の関係機関の協力を得るほか、2021年(令和3年)7月に開設した「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト及び多言語チャットボットのコンテンツの充実を図ることにより、訪日外国人旅行者への情報提供を行う。

h) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

英字を併記した規制標識「一時停止」等、国民及び訪日外国人旅行者の双方にとって分かりやすい道路標識を更新等に合わせて順次整備する。

⁶ 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリ。

⁷ 2021年(令和3年)3月で、合計16言語への対応が可能となっている。

i) スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切に配信できるよう運用を図る。

(11) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進

① 景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進

市区町村による景観計画の策定・改定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じ、主要な観光地における景観計画、歴史的風致維持向上計画の策定や景観計画の改定等を踏まえた重点的な景観形成の取組を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。これらに加え、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。

また、重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。さらに、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に対して支援を行い、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。

② 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかでの景観形成の促進

まちなかウォークアブル推進事業やウォークアブル推進税制等を活用し、滞在の快適性の向上を目的とした道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組や民間用地を活用した公共空間整備等を重点的・一体的に支援することで、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するとともに、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

③ 歴史まちづくり法の重点区域等での無電柱化の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減の推進」、「事業の更なるスピードアップ」を取組姿勢とした無電柱化推進計画に基づき、個別補助制度による地方公共団体への支援、緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用制限、低コスト手法の普及拡大、事業のスピードアップ等を図ることにより、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」（歴史まちづくり法）に基づく重点区域や「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に基づく重要伝統的建造物群保存地区等で無電柱化を推進する。

b) 国営公園の魅力的な景観等を活用した観光地の魅力向上

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや券売機の多言語化等の環境整備を行う。また、周辺観光資源と連携し、海外向けの情報発信等も強化する。首里城の復元に向け、2022年（令和4年）に首里城正殿の本体工事に着工し、復元過程の公開等の取組を推進する。

c) 美しい自然・景観等の観光への活用

① 森林景観を生かした観光資源の整備

国有林野に設定している「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しい森 お薦め国有林」を対象に、訪日外国人旅行者を含む利用者の増加を図るため、ウェブサイトやSNS等による魅力の発信を行うほか、案内看板の多言語化、歩道整備等の重点的な環境整備や既存施設のレベルアップ整備等、利用者の利便性の向上と安全確保のための整備に取り組む。また、これまで森林に興味のなかった無関心層や訪日外国人旅行者に関心を持ってもらうため、周辺地域を含めた国有林野の魅力を伝える動画やガイドブックを通じ、国内外に向けて情報を発信する。さらに、国立公園を所管する環境省と林野庁の連携事業を引き続き実施する。

② 「日本風景街道」の取組等の推進

「日本風景街道」の取組を通じ、道路管理者と市民団体等が協働して、沿道景観を美しくする活動や、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域の拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組む。また、その魅力を伝える動画等を発信し、ブランド化や認知度向上を図る。

③ 次世代自動車等の導入促進

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、引き続き環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進する。

④ 離島・半島の地域資源を活用した新たな観光振興

離島地域にある資源を活用し、未来を担う子供・若者や旅行者らが離島へ向かう流れを活性化するため、ウェブサイト、SNS等で離島の情報を発信するなどの取組を実施する地方公共団体を「離島活性化交付金」により継続的に支援する。また、半島地域については、地方公共団体やNPO等の多様な主体が連携し、地域資源や特性を生かして交流事業を実施するなど、地域間の交流促進等に向けた取組を支援するとともに、半島製品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制構築に必要な実証調査を行う。

d) 奄美群島及び小笠原諸島における観光産業等の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。奄美群島については、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえた観光振興のため、航路・航空路線の旅行者を対象とした誘客・周遊促進事業及び奄美－沖縄間の航路・航空路の特別運賃割引への支援等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。また、小笠原諸島については、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、旅行者の実態・ニーズの調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。

e) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進する。

f) 明治記念大磯邸園の整備の推進

「明治150年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を後世に伝えるため、国と地方公共団体が連携し、神奈川県大磯町にある旧滄浪閣等を明治記念大磯邸園として

整備する。2025年度(令和7年度)中の整備完了に向け、2022年度(令和4年度)は建物改修等を実施する。

(12) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

a) 文化観光を推進するための受入環境整備

文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するとともに、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)」に基づき認定された観光地や拠点を含む地域における、多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の受入環境整備に係る取組を支援する。

b) インバウンドを支える観光バス受入体制の強化

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について、関係者に周知を図るなど、観光バス受入計画に基づき、引き続き支援する。

また、容積率緩和制度も活用し、民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。

c) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度(Park-PFI)⁸等の活用促進を通じ、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進する。

d) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

地域の魅力や回遊性の向上に資するよう、観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の周知を行い、活用促進を図る。

e) グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化に資する取組への支援

国際競争力の強化に向けて国内外からクリエイティブ人材を呼び込むため、多様な分野の人々の連携・交流を促し創造性を刺激するなど、イノベーション創出に資する取組に対する補助制度や、国際競争力に資する施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援制度の活用を推進する。

f) 拠点駅及び周辺における統一的な案内サインの整備や市街地再開発等による都市空間形成への支援

拠点駅及びその周辺における案内サイン等について、地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者等が連携しながら整備を行う協議会等に対して支援をし、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行うことで、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。

⁸ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

g) 地域の魅力の海外発信等

海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、未来ビジョンを策定した地域のシティプロモーションを支援することで、日本の都市の魅力発信を推進する。

h) 道路空間と観光の連携の推進

新型コロナウイルス感染症において顕在化した道路空間利活用のニーズも踏まえ、地域の賑わいを創出するため、ほこみち(歩行者利便増進道路)制度の普及を促進し、ほこみちの認知度向上、ブランド化を図る。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の地方道への展開を促進し、道路協力団体によるほこみちでの活動を推進する。

(13) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大**a) 地方における消費税免税店の拡大**

訪日外国人旅行者向け消費税免税制度については、訪日外国人旅行者の利便性の向上及び免税店の免税販売手続の簡素化を図る観点から、2022年度(令和4年度)税制改正において、2023年(令和5年)4月1日以後に免税対象者の範囲とその確認方法を明確化することとしており、事業者等への周知徹底を図る。

b) 伝統的工芸品等のインバウンド需要の獲得

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う伝統的工芸品産業振興事業の中で、将来の訪日外国人旅行者に向けた情報発信として、YouTube(TEWAZA)を活用した海外に向けた産地プロモーションや産地情報の多言語化を支援する。

c) 保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上

関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで東京国際空港(羽田空港)及び成田国際空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が営業されてきたが、引き続き保税売店の市中展開の拡大に向け、保税売店で販売した商品の引渡し可能な空港内カウンターの利便性の向上を図る。

2 交通機関**(1) 公共交通利用環境の革新****a) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現**

新型コロナウイルス感染症収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進するほか、二次交通において、大きな荷物を持った訪日外国人旅行者のための機能向上や移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させること等により、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。

さらに、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」(国際観光振興法)に基づき、観光庁長官が指定した区間において公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を引き続き促進する。

b) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組**①鉄道におけるインターネット予約・チケットレス化の推進等**

旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、インターネットで予約可能にするなどインターネット予約環境の一層の充実やスマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の整備を促進する。

②日本版MaaSの推進

ポストコロナにおいて回復が見込まれる移動需要を公共交通等で取り込み、デジタル化を通じた移動サービス全体の効率化・高度化による観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み(MaaS)の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化、及びAIオンデマンド交通、グリーンスローモビリティ、シェアサイクルや電動キックボード等のパーソナルな移動環境の整備等により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。

③バス系統ナンバリングの導入・改善促進

全ての利用者に分かりやすいバス系統案内を実現する観点から、「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」について、事業者や地方公共団体等の関係者へ周知を図る。

④世界水準のタクシーサービスの充実

日本の配車アプリの多言語化を進め、訪日外国人旅行者が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。また、外国語対応ドライバーの採用・育成や多言語タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境の整備を促進する。さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を促進するとともに、空港・主要駅における訪日外国人対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。

⑤バリアフリー化したタクシー車両の普及促進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(6)b)①

⑥プライベートリムジンの全国実施に向けた環境整備

ポストコロナの訪日外国人旅行者の訪日状況を踏まえ、プライベートリムジンの認定制度に関する検討を行う。

c) 手ぶら観光の推進

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する支援を引き続き行うとともに、多様な移動ニーズへのきめ細やかな対応に資する認定手ぶら観光カウンター(免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターも含む)に関する情報を広く発信し、認知度の向上を図る。

d) 新幹線の大型荷物置場等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが高い、移動時の大きな荷物の保管場所となる鉄道車両内の大型荷物置場について、訪日外国人旅行者の多い東海道・山陽新幹線におけるサービス提供の拡充を促進する。

e) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ(FF-Data)の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ(FF-

Data)を整備し、地方公共団体等に提供する。また、利用者ニーズに応じて提供データ内容の拡充を図り、更なる交通環境等の整備を促進する。

f) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。

また、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況について、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」におけるフォローアップを通じて、貸切バスの安全・安心を確保する。

g) トンネル施設における電波遮へい対策

延伸区間の新幹線トンネルについて、九州新幹線西九州ルートトンネルは、2022年(令和4年)秋頃の開業に合わせて、携帯電話サービスを開始予定としており、北陸新幹線トンネルは、2023年度(令和5年度)末の開業までに携帯電話が利用できるよう対策を講じる。また、在来線トンネルについては、1日の平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネル(東海道本線、中央本線、呉線及び北陸本線)において携帯電話を利用できる環境の整備を行う。

(2) 「地方創生回廊」の完備

a) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

① 「ジャパン・レールパス」の購入環境整備

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、「ジャパン・レールパス」等、訪日外国人旅行者向けの企画乗車券について、利便性向上に向けた検討を行う。

② 日本版MaaSの推進及び企画乗車券の造成・販売の促進

ポストコロナにおいて回復が見込まれる移動需要を公共交通等で取り込み、デジタル化を通じた移動サービス全体の効率化、高度化による観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み(MaaS)の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化、及びAIオンデマンド交通、グリーンスローモビリティ、シェアサイクルや電動キックボード等のパーソナルな移動環境の整備等により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。

また、訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、訪日外国人旅行者向けの企画乗車券について、利便性向上に向けた検討を行う。

③ 新幹線全駅の観光拠点としての機能強化

新幹線全駅(108駅)の観光拠点としての機能強化を図るため、国土交通本省と地方運輸局が一体となり、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等の調整等により、日本政府観光局が実施している外国人観光案内所の上位認定の取得、コインロッカーの整備、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進する。

④ バスタプロジェクトの推進

バスタプロジェクトの全国展開を推進する。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。

⑤道路案内標識における英語表記改善・看板の集約及びスマホとの連携

歩道に設置された道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した設置や、英語表記の改善・充実を図る。また、交通結節点や観光地等での分かりやすい道案内の実現に向けて、看板及び歩行者案内標識の集約、二次元バーコードの貼付等による周辺施設案内の充実を図る。

さらに、道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図(2.5万分の1等)における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記との整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において、観光関係者を含む関係機関と調整しつつ英語表記の原案を作成するとともに、国土地理院と地図について調整を行う。

⑥交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する交差点及び観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、道路標識適正化委員会にて調整し、標識の改善を全国的に推進する。

⑦規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

インバウンドをはじめとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者に悪影響を及ぼさないと認められる航路において、「インバウンド船旅振興制度」を活用し、旅客船事業の制度運用を弾力化することで、引き続き、旅客船事業における新規航路開設を援助し、新サービス創出の支援を行っていく。

また、国家戦略特区内において「自家用有償観光旅客等運送事業」を適切に活用し、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応する取組を進める。

b) 訪日外国人旅行者向け周遊定額パス

訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる訪日外国人旅行者向け周遊定額パス等の企画割引について、新型コロナウイルス感染状況等を踏まえつつ、利用促進を図る。

c) 高速道路の周遊定額パス

地域振興や観光振興のため、高速道路会社等が、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊定額パス等の企画割引について、新型コロナウイルス感染状況等を踏まえつつ、利用促進を図る。

d) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービス

中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスについて、社会実装を実現した4か所の継続した運行を踏まえ、横展開に向けた事業のとりまとめを実施する。

e) 道路交通の安全対策等の推進

訪日外国人旅行者のレンタカー利用による事故の減少に向け、国際空港周辺から出発する訪日外国人旅行者等が運転するレンタカーのETC2.0データ等のビッグデータを活用したピンポイント事故対策に関するガイドライン作成の取組を進める。

f) レンタカー利用時における安全性及び利便性の向上

訪日外国人旅行者等のレンタカー等利用時における交通事故防止を推進するため、関係機関・団体が連携し、安全運転啓発動画等を活用した日本の交通ルール、安全運転等に関する広報啓発活動に取り組む。

また、「訪日外国人旅行者のレンタカー利用促進に向けた検討会」の検討結果を踏まえ、訪日外国人旅行者がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境づくりのため、業界の多言語化対応への取組を支援する。

g) 北海道での観光列車の充実

北海道において、JR北海道と道外の事業者が連携して、例年観光のピークを迎える夏に観光列車の運行を実施する取組を継続する。

h) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

公共交通機関において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害等の非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での情報案内の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実等に関する取組を推進する。

i) 自家用有償旅客運送の活用

自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化したことを踏まえ、引き続き、既存の交通事業者では対応しきれない地域の観光資源へのアクセスに活用されるよう制度の適切な運用を図る。

j) 北方領土隣接地域への新たな日常における旅行者誘客調査

北方領土隣接地域の観光振興を図るため、2021年(令和3年)8月に設立した国、同地域の地方公共団体、観光協会、交通事業者等からなる協議会において、GPSデータ等の分析によるモビリティ・ミックスの時間短縮効果の検証と地域へのフィードバックを行う。また、観光体験型モビリティ・ミックス、エリアツーリズム及び連続性のある景観形成の課題解決に向けた取組の実施と取組方針の作成を行う。さらに、モビリティ・ミックス等について、一元的な情報発信及びサービスの提供により、新たな日常における旅行者の誘客を促進する。

k) 北海道ドライブ観光促進プラットフォームの取組

外国人ドライブ観光の促進を目的に官民一体(観光・交通関係団体、行政等)となって組織する「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において、インバウンド需要が戻るまでの時間を活用して、新型コロナウイルス感染症下での道内観光客の移動経路等のGPSデータを継続的に把握・共有・活用すること等により、ポストコロナを見据え、国内旅行とインバウンドの両輪での受入環境整備・改善を推進する。

(3) 新幹線・空港における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供の充実

新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、利用者の行動判断に資する情報を多言語(英語、中国語及び韓国語)で十分な水準で実施できているか、不断の検証を実施する。

また、空港については、全国の95空港において策定された空港BCP⁹により、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供（滞留者等に対し必要に応じて行う、多言語による空港アクセスの被害や復旧状況等についてのウェブサイトやSNSによる配信等）を実施する。さらに、自然災害時を想定した空港関係者等と連携した対応訓練の実施等により、情報発信を含む空港BCPの実効性強化を図る。加えて、自然災害発生時の空港アクセスの確保について、引き続き関係機関との連携を図り、統括的なアクセス交通マネジメントの体制の構築に向けて検討を進める。

(4) 最新技術の導入等による防災気象情報の高度化

災害時に訪日外国人旅行者へ迅速・的確に危機感を伝え、的確な防災対応に資するため、2022年度（令和4年度）から線状降水帯の発生可能性について情報提供を開始する。また、段階的に予測精度を向上させるために必要な、新たな水蒸気観測機器の整備や気象庁スーパーコンピュータシステムの機能強化等を進める。さらに、津波避難の緊急性がより分かりやすく伝わるよう、津波到達予想時刻をビジュアル化して提供するなど、防災気象情報を高度化する。

(5) 空港アクセスバス事業の実施地区の拡大

運賃の柔軟な設定、運行計画変更の提出期間の短縮が可能となる空港を発着地とする長距離急行運送等の導入により、今後更なる増加が予想される観光・ビジネス需要に対応した空港アクセスの利便性の向上を図る。

(6) 旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(6)b)①

b) バス・タクシー車両のバリアフリー化促進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(6)b)⑫

c) 空港におけるバリアフリー化の推進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(6)b)⑬

3 文化財・国立公園

(1) 文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する。また、東京国立博物館において、日本文化になじみの薄い来館者に向けて高精細複製品やデジタル技術・映像等を用いた体験型展示を開設するなど、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与する展示に取り組むとともに、外国人目線に立った多言語対応等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組み、横展開に努める。

⁹ Business Continuity Plan の略。災害時の空港機能の保持及び早期復旧に向けた目標時間、関係機関の役割分担等を明確化した計画。

(2) 国立公園多言語解説等整備事業

国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、環境省において、観光庁事業と連携し、全34国立公園に加え国定公園及び長距離自然歩道を対象に、国立公園に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用して展示パネルや既存看板の多言語化、多言語対応の展示映像の制作等の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。

4 農泊

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、日本政府観光局等との連携による国内外へのプロモーションや、農泊に取り組む地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援する。

第2節 地域の観光コンテンツの造成・磨き上げ

1 観光地・交通機関

(1) 観光コンテンツの開拓

a) 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。

b) サステナブルな観光コンテンツ強化事業

世界的な「サステナブルツーリズム」への関心の高まりを背景に、地域の魅力を深く味わい、かつその持続可能性に来訪者も貢献できるような工夫を織り込んだコンテンツ造成や環境整備を支援するとともに、現場から必要な知見を得て、取組を加速する上での課題を整理し、必要な方策や支援の在り方等を検討する。

c) アドベンチャーツーリズム推進事業

豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムの更なる推進に向け、消費額増加、満足度向上につながる観光コンテンツの発掘・磨き上げ、コーディネーター・ガイド人材の育成・確保、ツアー・コンテンツ提供に必要な受入環境整備等、各地域における取組を促進させることで、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大を図る。

d) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

国際競争力の高いスノーリゾートを形成するため、スノーリゾート形成に関するマスタープランの作成や観光地域づくり法人(DMO)等を中心に地域の関係者が一体となって地域内外の投資を呼び込む環境づくりに取り組む地域に対して、財政支援等を行う。

e) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光地における消費機会の拡大や消費単価の向上、再来訪の促進を目指し、XRや5G等のデジタル技術を活用した新たな観光コンテンツの造成等の取組を行うことにより観光サービスの変革

及び新たな観光需要の創出を図る。

f) 地域観光資源の多言語解説整備支援事業

観光庁、文化庁及び環境省が連携し、文化財や国立公園等の地域の観光資源について、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材を地域に派遣し、英語解説文作成を支援する。また、解説文作成に係るノウハウを蓄積し、指針等の改訂や、多言語解説文作成を行うことができる専門人材のリスト化、多言語解説整備に携わる専門人材向け動画コンテンツの作成を行い、更なるノウハウの横展開を図る。あわせて、2018年度(平成30年度)から本事業で作成している英語解説文を元に、中国語解説文作成支援を進める。

g) はまツーリズム推進プロジェクトの推進

「はまツーリズム(Beach Tourism & Resort)推進プロジェクト」を通じて、海岸環境整備事業や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するため、海岸利活用に関する手続の流れや解説等を盛り込むなど民間事業者等のニーズを踏まえてナレッジ集(事例集)の充実を図ることにより、海岸地域づくりによる良好な水辺空間の形成を引き続き推進する。

h) 官民連携した国内外・訪日旅行に関する情報発信及び旅行商品造成の取組

スポーツ庁、文化庁及び観光庁が連携し、スポーツや文化芸術資源の融合により、新たに生まれる地域の魅力を国内外に発信し、訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化を図るための取組として「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施する。また、環境省及び旅行業界等とも連携し、各分野の有識者を交えたセミナーの開催等による情報発信を行うことで、スポーツや日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用し、魅力的な旅行商品の造成を促進する。

i) インバウンド需要喚起のためのクールジャパン機構によるリスクマネー供給支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資を通じ、大阪城公園内における劇場業種型の文化施設において多彩な日本のエンターテインメントを発信する事業に対して支援を行う。

j) 「海事観光」の推進

① マリンアクティビティ等の利用活性化に向けた取組

マリンレジャーの拠点である「海の駅」等において、マリンチック街道の周知や特に若年層に向けたマリンアクティビティの体験機会を創出するなど、マリンレジャーの活性化を図るための取組を年間を通じて実施する。

② 「海事観光」における情報発信の強化

船旅、海の絶景、マリンアクティビティ、海鮮グルメ等の全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」を活用し、アクセス情報、予約方法、営業情報等の周辺情報と併せて掲載するとともに、様々なメニューを組み合わせ楽しむ海事観光のモデルプランを策定する。

また、これらについてSNSやイベントを活用し積極的に情報発信を行うことにより、海事観光の認知度向上及び需要創出を強化する。

③船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

島々が作り出す圧倒的な景観、海洋生物の観察等の非日常的な大自然を移動中に楽しめるといった観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船、クルーズ船等が観光旅行者に幅広く活用されるよう、海事観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、船旅の更なる魅力向上に資する取組を行う民間事業者等を支援することで、観光旅行者の観光需要取り込みに向けた取組を推進する。

④インターネット等の経路検索におけるフェリー・旅客船の航路情報拡充

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るため、フェリー・旅客船事業者に対し、「フォーマット」及び「簡易作成ツール」について、地方運輸局、業界団体等を通じて周知を行い、活用を促すとともに、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.2.0」(2021年(令和3年)4月改訂)に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を推進する。

⑤新たなクルーズ様式に沿った安心できるクルーズ船の運航等を通じた地方創生

クルーズを安心して楽しめる環境づくりを通じた地域活性化を促進するため、感染症対策を万全にした安全安心なクルーズに加え、外国人の需要が見込める世界自然遺産等のネイチャー要素を寄港地に取り入れたクルーズの商品造成に向けた調査、商品開発、実証実験等を支援する。

k) 地域の医療・観光資源の活用

厚生労働省及び観光庁が連携し、今後のインバウンド需要の回復を見据え、地方誘客及び旅行消費額の拡大促進を目指し、これまで造成した日本の高度な医療技術と地域固有の観光資源を活用した滞在プラン等について、地域の小規模な医療機関等への拡大可能性調査等、事業性を高め発展させるための取組を支援する。

l) プロモーション等における民間事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討する。

m) 訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりの推進

訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりを推進するため、重点支援DMO(全37法人)・広域連携DMO(全10法人)を中心に、観光地域づくり法人(DMO)とインバウンド誘客に関するサービスを提供している事業者(観光ベンチャー)等とのマッチングを支援する。

(2) スポーツツーリズムの推進、スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

既存のスキー、ダイビングに加え、2022年(令和4年)2月に新設したハイキング・トレッキング、サイクリング、ゴルフのテーマ別ページを加えた新たなスポーツ統合サイトの情報拡充や、サイト誘引のためのオンライン広告等を実施する。また、テーマ別の商談会・見本市への出展を行い、日本のスポーツツーリズムの魅力を発信する。

また、スポーツによる地方創生・まちづくりを推進していくため、スポーツツーリズムを中心にスポーツを活用したまちづくりを推進する「地域スポーツコミッション」について、その質の向上

に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、その運営を担う基盤人材の育成をサポートする。加えて、高付加価値コンテンツの創出に向けた取組を支援するほか、プロモーションの土台を強化する。

(3) スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

スポーツと旅行・観光をかけあわせた「スポーツツーリズム」等を通じた交流人口の拡大により地方創生・まちづくりを推進するため、ウィズコロナ・ポストコロナにも対応した高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援するほか、ポストコロナを見据えプロモーションの土台を総合的に強化する。

(4) クルーズ船受入の更なる拡充

2021年(令和3年)の訪日クルーズ旅客数は前年比皆減のゼロ、我が国港湾への総寄港回数は前年比19.3%増の420回となった(速報値)。クルーズを安心して楽しめる環境づくり等の取組を推進する。

a) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズの再興に向けて、港湾におけるクルーズ旅客の利便性及び物流機能の効率化を図るため、地方公共団体等が行う屋根付き通路の設置や旅客上屋の改修等を促進するとともに、旅客ターミナルにおける感染防止対策等について優先的な支援を行う。また、クルーズ船の安全な受入検討の取組を支援する。

b) 世界に誇る国際クルーズの拠点形成

クルーズの再興に向けて、「国際旅客船拠点形成港湾」として指定している港湾において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けた港湾施設の整備を推進する。また、クルーズ船の発着港等において、都道府県等の衛生主管部局も参画する水際・防災対策連絡会議を開催し、情報共有体制の構築を進めるなど、クルーズ船を安全・安心に受け入れられる体制の構築を図る。

c) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

島々が作り出す圧倒的な景観、海洋生物の観察等の非日常的な大自然を移動中に楽しめるといった観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船、クルーズ船等が観光旅行者に幅広く活用されるよう、海事観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、船旅の更なる魅力向上に資する取組を行う民間事業者等を支援することで、観光旅行者の観光需要取り込みを推進する。

また、クルーズの再興に向けて、瀬戸内海や南西諸島等のポテンシャルの高い地域において、ラグジュアリークルーズを運航するクルーズ船社や寄港地となる地域の関係者等と連携して、乗客のニーズを踏まえた地元食材や伝統文化等地域特有のストーリーを付加した寄港地ならではの特別な体験を盛り込んだツアー造成等を促進する。

d) クルーズを安心して楽しめる環境づくり

クルーズ船や旅客ターミナル等における感染拡大防止策の徹底や、都道府県等の衛生主管部局を含む地域の協議会等における合意を得た上でのクルーズ船受入を促進し、港湾におけるクルーズ旅客の利便性及び安全性等の向上を図るための施設整備、安全・安心なクルーズ船の寄港促進の

ための取組等を支援するとともに、水際対策の状況や他国の安全・安心対策との調和に留意しつつ、国際クルーズの再開に向けた取組を促進するなど、クルーズを安心して楽しめる環境づくりを推進する。

e) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズの再興に向けて、クルーズ船受入の相互理解促進や新たな要素を取り入れたクルーズの商品造成、クルーズ船の安全な受入検討の取組等を支援する。また、港湾協力団体の活用や「みなとオアシス」への登録の促進を通じて、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。

f) クルーズ船受入の更なる拡充

「全国クルーズ活性化会議」等と協力し、安全・安心かつ上質な寄港地観光プログラムを造成するため、クルーズ関係者とネットワークの構築に努め、各港湾のクルーズ船誘致の機会を創出し、寄港地の魅力ある観光コンテンツのプロモーション等を実施する。

また、クルーズの再興に向けて、新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況等を踏まえて、「全国クルーズ活性化会議」と連携して、感染拡大防止に寄与する上質かつ多様なツアーメニューの造成等を促進するためのクルーズ船社と港湾管理者等との商談会等の開催を検討し、実施環境が整えば実施する。

g) 大型のプレジャーボートの受入拡大に向けた検討

我が国に寄港する大型のプレジャーボートの寄港状況や寄港地における提供可能な港湾サービスの実態把握を進める。

h) 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上

訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域への訪日観光を促進し、地域の活性化を図るため、地方公共団体等が行う感染症対策を踏まえたツアーやイベント等の観光コンテンツの磨き上げや関連する受入環境整備、災害からの訪日外国人旅行者の安全確保の取組を支援する。

(5) 観光関連ファンド等の活用

観光庁において、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や株式会社日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等を活用するとともに、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくり等に関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供することにより、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を推進する。

特に、観光遺産(文化遺産、自然遺産)等を活用した観光による地域活性化モデルを創出するため、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の「観光遺産産業化ファンド」等を活用し、引き続き観光まちづくり事案への支援等の取組を推進するとともに、各地における自律的な観光活性化に向けた取組を促していく。

(6) 国際的な芸術祭等の実施

日本全国で開催されている芸術祭等について、オンライン等の活用により国際的な認知度の向上に資する取組を充実・発展させることで、インバウンドの回復に資する我が国を代表する国際文化芸術発信の拠点形成を支援する。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等を支援する。

(7) 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

全国58地域で交付している地方版図柄入りナンバープレート及び、2022年(令和4年)4月から交付開始する新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、普及を図るとともに、それらのナンバープレートの寄付金を活用した交通サービスの改善、地域・観光振興等を推進する。また、同月から追加募集を開始する地方版図柄入りナンバープレートの導入手続を進める。

(8) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節2(2)h)

(9) サイクルツーリズムの推進

走行環境の整備やサイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等を官民が連携して行うことにより、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。

(10) 通訳案内士・ランドオペレーター等の質の向上等の推進

a) 通訳ガイド制度の充実・強化

通訳案内士の担い手確保と質の向上を図るため、学生等の若年層に対してSNS等により通訳案内士の業務や試験について情報発信を行う。また、通訳案内士の雇用機会の創出・拡大を図るため、「通訳案内士登録情報検索サービス」のシステムを改修し、通訳案内士と旅行事業者等とのマッチングを促進する。

b) ランドオペレーター業務の適正化を図る制度の推進

2018年(平成30年)1月に改正法が施行された「旅行業法(昭和27年法律第239号)」に基づき、旅行サービス手配業の登録制度の周知を引き続き実施するとともに、都道府県を通じた旅行サービス手配業者に対する立入検査等を通じた指導・監督の強化等、制度の適切な運用のための措置を講ずる。

c) 地域限定旅行業務取扱管理者

2018年(平成30年)1月に改正法が施行された「旅行業法(昭和27年法律第239号)」に基づき、引き続き地域限定旅行業務取扱管理者制度の周知や地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施を通じ、地域限定旅行業務取扱管理者の増加を図る。

(11) サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

a) 自転車旅行者に使いやすい鉄道サービスの提供

移動そのものを楽しむ観光列車の魅力を海外に情報発信し、訪日外国人旅行者の来訪を促進するとともに、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレインの導入を促進する。

b) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

移動そのものを楽しむオープントップバス等の導入を促進する。

(12) 外国人患者の受入環境整備

a) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含め、多言語対応が可能な外国人患者を受け入れる医療機関を質・量ともに更に充実したリストとして整備する。

また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援等を実施するとともに、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成や拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行うなど、機能強化に資する取組を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。

さらに、各地域で外国人患者の受入環境を整備するため、地方公共団体における協議の場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備等を支援するとともに、医療機関に対する「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容の充実や多言語対応への支援等を行う。

加えて、訪日外国人旅行者等への医療提供体制に関する情報をまとめたウェブサイトでは、好事例インタビューの掲載等の内容充実を更に進め、受入環境の整備に有用な取組の周知を図る。

b) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに「外国人患者を受け入れる医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ・SNS、チラシ等を活用し、出入国在留管理庁等の関係省庁等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。また、観光案内所、宿泊施設及び旅行会社等に対して、「外国人患者を受け入れる医療機関」に関する情報を周知する。

c) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるよう、観光庁、厚生労働省、出入国在留管理庁及び外務省等の関係省庁が連携し、訪日前等の様々な機会を捉え、海外旅行保険や日本入国後でも加入可能なインバウンド旅行保険のPRを強化する。

(13) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 沖縄観光の強化

新型コロナウイルス感染症収束を見据えて、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進する。また、沖縄の美しい自然や文化等を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

b) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(11)e)

c) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・

航空券及び旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる着地型観光サービスの質の向上及びその提供を担う人材の確保・育成等を図る取組への支援を強化する。

(14) 日本映画の海外発信

訪日外国人旅行者の増加に寄与するため、日本の魅力あるロケ地情報の多言語化や日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外における日本映画の特集上映の実施等を通じ、多様な作品の魅力を発信する。

2 国立公園

(1) 国立公園満喫プロジェクト

「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を実施するとともに、34国立公園全体や国定公園にも取組の展開を図る。また、2021年(令和3年)に改正された「自然公園法(昭和32年法律第161号)」により新たに創設された自然体験活動促進計画・利用拠点整備改善計画制度も活用し、関係省庁や地方公共団体、観光関係者をはじめとする企業、団体等、幅広い関係者との協働の下、全公園への取組の展開を図る。

a) 自然満喫メニューの充実・支援

自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、自然を満喫できるグランピングの拡大、野生動物の保全活動を組み込んだツアーの造成、質の高いガイドの育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然保全コストの一部について利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携しつつ実施する。

b) 海外への情報発信強化

日本政府観光局グローバルサイト内に構築した、情報発信から予約成立まで一貫通貫の動線の確保ができる国立公園ウェブサイトを活用して、より高度なデジタルマーケティング手法による分析を行うとともに、その結果を踏まえた見直しを行いつつ、コンテンツの更なる充実を進める等、戦略的に日本の国立公園の魅力在海外に情報発信する。

c) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進する。また、国有林を所管する林野庁との連携事業を実施する。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図る。

(2) 国立公園等におけるワーケーションの推進

国立・国定公園の利用拠点において、自然体験プログラムやワーケーション受入に係る滞在環境整備に対する取組を支援し、新型コロナウイルス感染症拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化を図る。

(3) 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

a) 快適な利用の促進

世界に通用する美しい自然を有する国立公園において、訪日外国人旅行者等を含むあらゆる人にとっての快適な利用を促進するため、対象公園の拡充等による体験型コンテンツ等の充実や質の向上等を通じて受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS等のほか、旅行博等の機会も活用し、体験型コンテンツやモデルコースを紹介するなどして、国立公園の利用に関する情報発信を行う。

b) 地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するためエコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や認定地域への情報発信等の支援を行うとともに、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象として、人材育成研修やアドバイザー派遣等による支援を行うほか、エコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

c) 自然公園等事業等

国立公園の優れた自然風景地の保護と利用を図るため、ユニバーサルデザインや長寿命化対策による安全で快適な自然とのふれあいの場の提供や消失・変容した自然生態系の再生に加え、脱炭素化に向けて受入施設の省エネ化や再エネ利用を進める。ビジターセンター等においては自然情報に加えて周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、カフェ等の導入により滞在環境の向上を図る。また直轄野営場においても、PPP¹⁰/PFI¹¹により、民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を図る。

(4) 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

2020年(令和2年)7月にオープンした、国立公園の興味関心を喚起する情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力が大画面で訴求する映像設備やデジタルを活用した体験型展示、国立公園案内カウンターや物販設備等を活用し、新宿御苑の来園者に、国立公園の魅力を発信する。

(5) 利用拠点の滞在環境の上質化

国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を同時一体的に実施することにより、利用拠点の景観改善、上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図る。

¹⁰ Public Private Partnershipの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

¹¹ Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(6) ビジターセンターのインバウンド対応機能強化とVR等を活用した展示の充実

国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人旅行者に分かりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加につなげるため、国立公園のビジターセンター等において、新たに2か所にデジタル技術を活用した多言語展示を導入するほか、18公園に設置したデジタルサイネージ機器のコンテンツの更新を図る。

3 古民家や城泊・寺泊等

(1) 歴史的資源を活用した観光まちづくり

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組について、関係省庁による支援等を通じて、地域の担い手の発掘や磨き上げ、古民家や城、社寺等の歴史的資源の活用の更なる全国展開、滞在の多様化・高質化等を推進するために、以下の取組を実施する。

a) 人材支援・育成

① 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集、歴史的資源の再生・活用成功事例集及び取組事例を更新するとともに、様々な案件に対応できるような内容の充実等を行い、関係省庁が連携した情報共有、会議等での全国の地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等による情報共有を広く行う。

また、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで運営するワンストップ窓口において、地域からの相談や要望への対応、専門家による現地視察や相談者へのヒアリング等の支援を展開する。地域ごとの熟度に応じ、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び磨き上げや観光まちづくりに裨益するような支援等を行う。さらに、地域への横展開を図るため、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで開催している成功事例集を充実させる。

② 歴史的資源を活用した観光まちづくり

歴史的資源を活用した観光まちづくりに関連する専門人材・企業リストの更新を行い、相談へのよりきめ細やかな対応を進める。そのほか、課題を持つ農泊地域、城下町、重要伝統的建造物群保存地区等に専門家等を派遣すること等により、地域人材の育成等を行う。

b) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

① 地方公共団体等への情報発信

関係省庁が行う地方公共団体、地域金融機関等を対象としたセミナーや会議等を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進、資源の保存・活用の重要性・有用性について周知を行う。また、総務省が実施する「地域経済好循環拡大推進会議」等の機会を通じて、地方公共団体、地域金融機関や、商工会議所・商工会等関係機関への周知等も行う。

② 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域(日本遺産認定地域、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等)の地方公共団体に対し、関係省庁を通じて得た情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握することで、より課題に即した解決策の検討・情報提供を行う。その結果、地方公共団体における歴史的資源の活用、観光

まちづくりの更なる活発化を図る。

③歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等の観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおいて、歴史的資源を活用する際の課題等を把握・収集し、ウェブサイトで情報提供を行うほか、歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集をウェブサイトに掲載し、取組への興味関心がある地域に関連情報や相互の取組内容を発信することで、取組の横展開を図る。

c) 古民家等の歴史的資源を活用した観光情報の発信

城、社寺、古民家等の歴史的資源を活用したユニークな宿泊施設(城泊や寺泊等)やまちなみ、地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイトや動画コンテンツ等を通じ、海外への情報発信を行う。

d) 金融・公的支援等の促進

①古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域金融機関に対し、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。

②地域おこし協力隊

古民家等の活用による観光まちづくりを促すための応援制度及びその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知を図る。

③地域のまちづくりに資するクラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業の普及促進

空き家、空き店舗、公的不動産(PRE¹²)等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業の実施のための専門家派遣を行うなど不動産証券化手法の活用を促進する。

④ローカル10,000プロジェクトによる支援

産学官の連携により、地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)」において、新規性・モデル性の高い古民家等活用事業の立ち上げを支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進する。

⑤重要伝統的建造物群保存地区における建造物の利活用に向けた整備等への支援

重要伝統的建造物群保存地区について、修理・修景、耐震対策、3次元測量等の先端技術活用による防災環境等の整備、防災設備の設置に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、観光まちづくりの一層の促進に努める。

⑥制度及び支援方策の改善・充実

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を専門家とともに整理・分析し、金融・公的支援に係る支援を進める。幅広

12 Public Real Estate の略。

い相談に対応できるよう、関係省庁とも連携し、情報を収集、集約することで、支援メニュー集の充実を図る。

また、支援メニュー集を歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトに掲載することで、補助金等の支援内容を周知し、古民家等の活用や観光まちづくりの取組の拡大を図る。

e) 既存の規制・制度の改革

①用途変更許可運用の弾力化

開発許可制度における地域の実情に応じた用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国・地方公共団体が参画する担当者会議等において周知していく。

②消防用設備等の合理的な運用に関する考え方の周知

建物特性や用途特性に応じて消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理したリーフレットを、消防本部、事業者等に継続的に周知するとともに、必要に応じてその内容を更新していく。

③規制及び制度の改善

「建築基準法(昭和25年法律第201号)」、「消防法(昭和23年法律第186号)」、「旅館業法(昭和23年法律第138号)」、「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)」等について、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析することで、問題点を洗い出し、関係省庁が連携し、適時適切に対応する。あわせて、関係省庁間で情報共有することで、弾力的な運用ができるよう更なる関係強化を進める。

(2) 歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

歴史的資源を活用した観光まちづくりは2020年(令和2年)までに200の取組展開を達成したが、更なる高付加価値化及び経済・社会波及効果拡大に向けたモデル事例を創出するとともに、城泊・寺泊・古民家泊の受入環境整備等の支援を行う。

また、自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、自然を満喫できるグランピングの拡大、野生動物の保全活動を組み込んだツアーの造成、質の高いガイドの育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携しつつ実施する。

(3) 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

a) 健全な民泊サービスの普及

住宅宿泊事業(民泊サービス)について、引き続き、違法民泊を排除し、公正な市場を確保することで健全な民泊サービスを普及させつつ、営業日数自動集計システムの運営等の違法民泊対策等を進め、デジタルを活用したより効率的な市場の形成を図る。また、民泊サービスを通じた地域住民との交流等により、新たな観光需要創出を図る。

b) 外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の実施地域の拡大

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層

の利用の促進を図る。

(4) 宿泊施設整備の促進

a) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の推進

地方整備局等に設置している相談窓口において、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用に取り組む地方公共団体の相談等に対応するとともに、制度の積極的な周知を行う。

b) まちづくりファンド支援事業等

まちの活力や利便性の向上等を目指す地方都市を中心として、古民家や空き家・空き店舗のリノベーション等による観光関連施設等の整備について、まちづくりファンド支援事業、共同型都市再構築業務を通じて、金融支援を行う。

4 文化財

(1) 地域の文化財の一体的整備・支援

a) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

文化資源を中核とする観光拠点・地域を約400か所整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組への支援を実施する。

b) 適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)、史跡名勝天然記念物について、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策を充実させることで、その価値を損なうことなく次世代に継承するとともに、観光資源としての活用も図る。また、修理現場の公開や解説設備の設置、来訪者の便益施設の充実等を促進する。

c) 国指定等文化財等の公開のための施設設備の充実等

国宝・重要文化財(建造物)、登録有形文化財建造物、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区において公開のための施設整備の充実や耐震対策、修理・整備を促進し、安全な公開・活用を図る。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。

d) 学芸員等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の実施

全国各地の学芸員や館長等を対象とした博物館学芸員専門講座や博物館長研修、ミュージアム・エデュケーション研修やミュージアム・マネジメント研修等の研修について、観光との連携に関するプログラムを取り入れて実施すること等により、文化財の適切な保存・活用とともに、文化財の魅力の促進・発信ができる人材を育成する。また、国立文化施設における、学芸員等を対象とした研修・講座について、国立文化財機構では博物館・美術館等保存担当学芸員研修を実施し、国立美術館ではキュレーター研修を2021年(令和3年)よりも受入人数を増やし実施するなど、研修や講座の拡充に努め、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に資する取組を行う。

e) 「文化情報プラットフォーム」の活用による文化情報の発信

全国で取り組まれる文化イベントや文化施設等に関する情報を一元的に集約し、試行的に国内外に向けて情報発信するため構築に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、活用しやすいオープンデータの整備や通信社をはじめとしたメディア等との連携強化によるオープンデータの更なる活用を実証するとともに、文化情報の集約から活用までの民間自走化の可能性を探るための取組を実施することにより、国内外への持続的な発信力の強化を図る。

f) 美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長

国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援やハンズオン展示、参加・体験型プログラム、講座やワークショップといった教育普及事業のオンライン配信等の推進に取り組む。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、SNS等を活用した国内外への積極的な情報発信に取り組むほか、ICTを活用した新たな生活様式を踏まえた取組等、より快適な鑑賞環境の充実等に取り組む、その成果について必要に応じて助言を行う。

さらに、地方館でも文化資源の魅力伝えるため、国立博物館等において、地方館への収蔵品貸与の促進事業や文化財の保存・活用に関する助言・協力に取り組む。加えて文化財情報資源のデジタル資源化や情報データベースの構築等を促進することにより、文化財が持つ魅力や価値を引き出すとともに、博物館に来訪できない人も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進する。

g) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携等

国立劇場をはじめとする国立文化施設において、外国人向けの公演、鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組について、新たな演目・プログラムも加えつつ開催するとともに、多言語ガイドや字幕等の整備等にも取り組むことにより、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会を充実を図る。

(2) アートの国際拠点化

我が国のアートは伝統的な美意識を体現するものから現代作家の表現まで、世界の高付加価値旅行者層を中心に高く評価されており、我が国を国際的なアートの拠点として成長させることで、高付加価値旅行者層を取り込む上質なインバウンド観光を推進する。具体的には、我が国アートの国際的なプレゼンスを高める前提となるインフラの整備を進め、我が国で生まれたアートの国際的な価値を我が国から積極的に発信していくアート・プラットフォームの形成を図る。また、国際的なアートフェアやアートオークション等、世界のアートカレンダーに認知されるアートイベントの国内開催を支援するとともに、国際連携展の開催や国際的なトップ・アーティスト創出に向けた取組等を実施する。

(3) 日本博の推進

「日本博」において、自国文化の魅力等の発見・再認識、外国人の訪日・再訪日・地方への誘客を促進するため、様々な文化資源を活用し、全国各地で年間を通じた体験プログラムの創出や多言語での展示等を推進するとともに、多くの人々が自宅等でも日本文化の魅力を感じることができるよう、「バーチャル日本博」をはじめとするデジタルコンテンツを活用した発信の強化や戦略的プ

ロモーションにより、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、文化芸術立国の基盤強化、文化による国家ブランディングの強化等を図る。

(4) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組への支援を推進することで、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化するとともに、文化財保存活用地域計画等の作成及び計画の実行に基づく観光拠点の整備を進める。

(5) 国際的な芸術祭等の実施・我が国の文化の国際発信力の向上

日本全国で開催されている芸術祭等について、オンライン等の活用により国際的な認知度の向上に資する取組を充実・発展させることで、インバウンドの回復に資する我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を支援する。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等を支援する。また、地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。2022年度(令和4年度)は、大学等との共同研究事業を継続展開し、大学研究者間のネットワーク構築を推進する。

(6) 文化芸術資源を活用した地域活性化

我が国の文化拠点である博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子供、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促すとともに、「新たな活動」に向けた文化施設の配信等の環境整備も支援する。また、芸術系大学等の資源を活用して文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

(7) 地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点・地域の整備等

文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知すること等により、事業の支援・充実促進を図る。また、美術館や博物館等の文化施設について、持続的な国際交流モデルの構築等に対する支援を行う。さらに、上質な観光サービスに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、適正な収益を生む持続可能な文化観光コンテンツの造成を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進する。

(8) 「地域ゆかりの文化遺産」の地方展開促進による地域活性化

国や国立博物館等が有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にも分かりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人旅行者の地方への誘客や満足度の向上等の地域活性化を図る。また、事業成果を共有する場を設け事業の更なる周知を図る。

(9) メディア芸術の創造・発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品の展示・上映を行う「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。

(10) 文化庁の京都への移転

文化庁の京都移転について、2022年度(令和4年度)中の京都における業務開始を目指し、京都、東京の分離組織における業務の試行・改善等、準備を進める。

5 農林水産関係の地域資源

(1) 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録

2021年(令和3年)12月に登録無形文化財に「伝統的酒造り」が登録され、2022年(令和4年)3月にユネスコ無形文化遺産に提案したことを踏まえ、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、シンポジウムの開催や全国での広報等、伝統的な酒造り技術の次世代への継承・発展やユネスコ無形文化遺産登録への機運醸成に向けた取組を強化する。

(2) 酒蔵ツーリズム推進

訪日・在日外国人による酒蔵見学や地元料理と地酒とのペアリング体験等を組み込んだモデルツアーを造成するなど、酒類事業者や地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進し、日本産酒類の認知度向上等を図る取組を支援する。

(3) 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の実施

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定する。また、全国に向けた情報発信に加え、地域別及び分野別のセミナー等を開催し、これまでの選定地区等の取組の更なる発展や拡大とともに、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。

(4) SAVOR JAPAN¹³

農泊(農山漁村滞在型旅行)を推進する地域のうち、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力とそれらを盛り込んだガストロノミーツーリズムを海外に一体的に発信する。また、地域の食・食文化を体験できるコンテンツの商品化・提供に関するセミナーの開催及びOTA¹⁴ウェブサイトへの掲載等の支援に加え、日本政府観光局と連携した海外発信を効果的かつ一元的に行うとともに、動画作成等の情報発信に取り組むことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。

(5) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節4

(6) 「日本産食材サポーター店」を通じた日本食・日本産食材の需要喚起

訪日外国人旅行者が帰国後も日本食・日本産食材を消費・購入できるように、海外で日本産食材

¹³ 農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力とそれを盛り込んだガストロノミーツーリズムを海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

¹⁴ Online Travel Agentの略。インターネット上で取引を行う旅行会社。

を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として認定する取組を推進するとともに、日本産食材サポーター店等と連携した日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを支援する。

(7) 世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産を活用した農山漁村地域の振興

世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産の観光地としての魅力発信について、ウェブサイト及びSNS等を活用した認知度向上や、食関連イベントへの出展を通じた認定地域の農林水産物の新たな販路の開拓を推進するとともに、地域資源を活用した情報発信手法に関する研修会の開催等を通じて、認定地域が取り組む農林水産物のブランド化や観光振興等を促進し、農山漁村地域の振興を図る。

(8) 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、処理加工現場でのOJT、未利用地区におけるジビエ利用推進、プロモーションによる情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発等の支援を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に官民が連携して取り組む。

(9) 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業等

特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対し、文化財登録等に向けた調査研究やその文化的価値を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」の発信等を支援し、モデル事例を形成する。また、食文化を活用したインバウンド受入の促進に資する調査や地域支援事業等を実施する。

(10) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

【再掲】第IV部第2章第2節3(1)a)②

6 公的施設・インフラ

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

a) 迎賓館赤坂離宮(東京都港区)

国賓等の接遇等に支障のない範囲で、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、通年で一般公開を実施する。6か国語対応となったウェブサイトを周知・活用するほか、Twitter等のSNSを活用した一般公開の広報を実施し、新たな参観者層の取り込みを図るとともに、通常は参観エリアとはしていない区域を公開するガイドツアーや館内での演奏会等を伴った参観等の特別企画を計画的に実施する。

また、2021年度(令和3年度)に改修工事を終えた東衛舎を新たに公開することとし、迎賓館赤坂離宮に関する資料等の展示を行い、迎賓館の更なる理解向上を図る。さらに、迎賓館赤坂離宮の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館を歴史的建造物・文化施設等で特別感や地域特性を演出できる会場(ユニークベニュー)として活用する「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。

加えて、2022年(令和4年)4月及び5月に迎賓館赤坂離宮前休憩所において、同地にかつて校地があった大学とのトークイベントを開催するほか、秋頃を目途に、迎賓館赤坂離宮前の敷地において地域と連携したイベントを実施し、一般公開の更なる周知を図るとともに地域との相互

連携の促進を図る。

b) 京都迎賓館(京都府京都市)

国賓等の接遇等に支障のない範囲で、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、通年で一般公開を実施する。また、6か国語対応となった参観アプリを周知・活用するほか、認知度向上に向け、Twitter及びInstagramを活用し、京都迎賓館PR動画(日本語及び英語)等を発信するなど、効果的な一般公開の広報を実施するとともに、夜間の公開や通常の参観にはない文化体験等を盛り込んだ特別ガイドツアー等の特別企画を計画的に実施する。

さらに、京都迎賓館の隣地に新たに整備される清和院休憩所に、参観者の受付・休憩機能、バリアフリートイレ及び参観記念品を扱う売店を集約し、参観者の利便性を一層向上させる。

加えて、京都迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館を歴史的建造物・文化施設等で特別感や地域特性を演出できる会場(ユニークベニュー)として活用する「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。

c) 総理大臣官邸(東京都千代田区)

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において実施する。また、多くの学校に参加してもらうために、ウェブサイト、SNS等を活用した積極的な情報発信に取り組む。

d) 皇居(東京都千代田区)

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、土曜日の参観、事前予約のほか当日受付を行うとともに、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイド付きの参観の実施や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。また、乾通りの一般公開(春季及び秋季)については、規模、内容等に鑑みた感染拡大防止策を講じた上で実施する。

e) 皇居東御苑(東京都千代田区)

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施し、訪日外国人旅行者向けに、英語で対応可能な職員の配置や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。

また、皇居東御苑来訪者のアメニティ向上等を図るため、大手休憩所(仮称)の整備に向けた取組を進める。

f) 三の丸尚蔵館(東京都千代田区)

ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、「日本博」の事業への協力や全国各地で年4か所以上の展覧会を実施するなど三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の拡充を図るとともに、展示面積の拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の整備・建替を行う。

g) 京都御所(京都府京都市)

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに英語及び中国語ガイド案内や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写を行い完成後に公開する。

h) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮(京都府京都市)

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。特に、桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2022年(令和4年)秋に実施する。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、桂離宮御殿ほか整備工事(2023年(令和5年)11月完了予定)において御殿の柿(こけら)葺屋根葺替等を実施する。

i) 御料牧場(栃木県塩谷郡高根沢町)

新型コロナウイルス感染症への対策及び家畜伝染病に対する防疫強化に取り組む。また、地元の地方公共団体と協力し、秋に2日間で各2回、合計4回地元外からの見学会を実施する。その際、展示物や御料牧場紹介動画の活用や、体験型イベント等を行うなど内容の充実を図る。

j) 埼玉鴨場・新浜鴨場(埼玉県越谷市・千葉県市川市)

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、年12回の地元外からの見学会を実施する。あわせて、団体申込みも受け付ける。応募に際しては、埼玉鴨場及び新浜鴨場の2か所とも応募できることとし、申込みの利便性の向上を図る。

k) 信任状捧呈に係る馬車列

信任状捧呈式の実施に際しては、宮内庁及び日本政府観光局ウェブサイト等の広報媒体の活用や情報提供先との連携を図ることにより、周知を強化する。

l) 造幣局本局(大阪府大阪市)

本局において、新たに見学コースを検討し、工場見学の充実を図る。また、造幣博物館及びさいたま博物館の休日開館(年末年始や展示品入替日等を除く)を引き続き実施する。

m) 首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)

有料見学会(民間運営)について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催する。また、施設の認知度向上とインバウンド見学者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした有料の貸出(民間運営)を引き続き実施する。さらに、2022年度(令和4年度)からはオンラインツアー(民間運営)を新たに行う。

n) 大本営地下壕跡(東京都新宿区)

市ヶ谷記念館・大本営地下壕の見学は事前予約制とし、防衛省のガイドが案内を実施する。また、見学者の満足度を高めるため、パンフレットの充実等を進め、更なる魅力向上を図る。

o) 日本銀行(東京都中央区)

日本銀行本店本館について、当日の立寄旅行者の見学を可能とするため、2016年(平成28年)6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。また、2019年(令和元年)6月に見学のWeb事前予約を開始した。これら施策を継続し、その定着を図る。

(2) 灯台を活用した観光振興支援及びインフラツーリズムの推進

灯台の地域における観光資源としての活用を図るため、灯台に関する国際的行事の招致や地域が行う灯台を活用したイベントへの協力、灯台が持つ歴史的・文化的価値の発信等、地域連携や情報発信を行う。

また、ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と合わせて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。地域の観光資源と連携した旅行商品の造成、持続可能な運営体制の検討及び多言語案内板や安全対策等の受入環境整備を実施する。さらに、インバウンド向けツアーのプロモーションや海外に向けた情報発信等を実施する。

(3) 一般公開・開放された公的施設を活用した訪日プロモーション

日本の魅力である一般に公開・開放されている公的施設やインフラの情報について、日本政府観光局のウェブサイトやスマホアプリ、SNS等を活用して、海外への情報発信を継続するとともに、ウェブページの更なる拡充を行う。

(4) 国民公園の魅力向上

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、開園時間の延長やライトアップ、入園料のキャッシュレス化、民間イベントでの活用、最新技術を活用した武家屋敷・皇室庭園としての歴史・文化の発信のほか、来園者のビジネスユース需要に対応するためのワーケーション環境整備に取り組む。皇居外苑については、都心における貴重な自然や景観、由緒ある歴史等が残る苑内を周辺地域や民間と連携して活用し、観光資源としての価値を高める。京都御苑については、南部エリア帯の新たな魅力や機能を発掘するための検討を行うとともに、文化資源アーカイブ構築に向けた取組を進める。

第3節 地域支援と戦略的訪日プロモーション

(1) 観光地域づくり法人(DMO)を核とする観光地域づくりの推進

a) 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人(DMO)の育成・支援

地域の観光地経営の司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成・育成のため、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録及び更新を行うとともに、観光地域づくり法人に対する各種情報提供や観光地域づくり法人の体制強化、観光地域づくり法人が行う着地整備の取組に対し、関係府省庁が連携して総合的な支援を実施する。こうした取組により、観光地域づくり法人全般の底上げを図る。

また、インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む先駆的で意欲やポテンシャルの高い観光地域づくり法人に対して重点的に支援することで、世界に誇る観光地の形成を促進する。

b) 観光地域づくり法人(DMO)の財務体制強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人(DMO)の持続的な運営のため、運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者(CFO)の設置を促進するとともに、自主財源の確保等について、ガイドブックの普及及び優良事例の横展開、研修・セミナー等の情報提供を実施する。

c) 観光地域づくり法人 (DMO) におけるDX推進

2020年度(令和2年度)及び2021年度(令和3年度)にモデル地域において構築した、観光地域づくり法人(DMO)が地域の観光事業者等と連携して宿泊施設等における観光客のデータを収集・分析し、データに基づいた戦略を策定し、これに基づき取組を行う仕組みについて、横展開を図る。

また、観光地域づくり法人が中心となり地域が一体となっていく、データマネジメントプラットフォーム(DMP)や顧客関係管理(CRM)を活用した分析や戦略策定を支援するとともに、ITに加えマーケティング等のスキルも有する観光デジタル人材の観光地域づくり法人における登用・育成を支援する。さらに、ウェブサイト・SNSを活用した情報発信や旅行商品のOTAへの掲載による流通環境整備の取組を支援する。

d) 人的支援

観光地域づくり法人(DMO)への情報共有のための「DMOネット」を活用し、観光地域づくり法人の自立・体制の強化に資する各種研修・セミナー・シンポジウム等の情報提供を実施するとともに、中核人材の育成に資する研修等の受講支援を行う。また、観光地域づくり法人と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材登用の費用支援を行う。

e) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資を通じ、瀬戸内7県の広域連携DMOと連携して、インバウンド需要を取り込む事業に対して支援を行う。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)」に基づき、観光資源等の地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業に対し、地域未来投資促進税制等により設備投資等を後押しする。

(2) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))と日本政府観光局の適切な役割分担

a) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))と日本政府観光局の役割分担

地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))は、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を最優先に実施する。着地整備を行った地域が作成したデジタルコンテンツは、日本政府観光局のオウンドメディアにて発信し、市場の反応等を地域に還元することで、次の観光資源の磨き上げ等に活用される好循環の創出を目指す。

b) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人(DMO)の改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを推進するため、人材マッチングやJETプログラムの活用周知を含めた観光地域づくり法人(DMO)の体制強化に関する支援を行う。

c) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

日本政府観光局は、地域のインバウンドマーケティングを支援するために、観光地域づくり法人(DMO)・地方公共団体に対してきめ細やかなコンサルティングを実施する。また、インバウンド関係者向けのオンラインセミナーやウェブサイト「地域インバウンド促進サイト」を通じ、

最新の市場動向や国内のインバウンドの取組等を紹介・共有する。

(3) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))への支援と地域間の連携強化

a) 観光地域づくり法人(DMO)間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、エリアごとに各層の観光地域づくり法人(DMO)を対象とした意見交換会等を実施し、役割分担と連携を促進する。また、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、観光地域づくり法人が中心となり地域が一体となって行う調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して、総合的な支援を行う。

b) 観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)による「登録DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施する。また、「登録DMO」と連携し、民間事業化支援を促進していく。

c) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

全国の観光地域づくり法人(DMO)に対する優良事例等の横展開により、観光地域づくり法人間の連携を強めるとともに、観光地域づくり法人が抱える課題やこれに対する取組等の共有を実施する。

(4) 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり地域が一体となって行う調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して、総合的な支援を行う。

a) 広域周遊観光促進のための専門家派遣

国内外の旅行者の広域周遊観光促進に取り組む地域に対して、各地域の魅力の発掘、課題解決に向けた計画の策定や地域関係者のスキル向上のために、地域での実務の実績等を有する専門家を派遣し助言・指導を実施することによって、国内外の旅行者の地方誘客に向けた取組を促進させる。

b) テーマ別観光による地方誘客事業

2020年度(令和2年度)までロケツアーリズム、サイクルツアーリズム、酒蔵ツアーリズム等の17テーマを選定し、各テーマにおいて、ネットワーク構築やマーケティング調査、受入環境整備、ネットワーク間でのノウハウ共有、情報発信強化等の地方誘客に向けた取組支援を行ってきた。2021年度(令和3年度)以降はこれまで蓄積してきたモデルケースの事例成果・ノウハウの横展開のためにウェブサイトでの公表を行っているところであり、引き続き情報発信等の取組を進める。

c) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

日本貿易振興機構(JETRO)は、日本各地域の輸出産品を対象として、海外バイヤーとのオンライン商談会や海外インフルエンサーによるSNSでの発信等のデジタルを活用した事業を実施

し、各地域の産地としての魅力を世界に発信する。また、各国バイヤー・消費者向けに、輸出産品や産地を紹介する映像の制作、海外での販売促進やデジタルマーケティング試験販売イベント、SNS等を活用した発信等を行う。

d) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

全国10の地方ブロックで開催される観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく各地域での具体的な取組を推進するとともに、これらの取組内容や成果をウェブサイトで公表し、全国的な取組水準の底上げを図る。

e) ガーデンツーリズムの推進

ガーデンツーリズム登録制度を通じて、各地の庭園間の連携構築や、地域の風土や歴史を反映したテーマに基づく取組をPRするほか、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図り、地域の活性化につなげる。また、第5回ガーデンツーリズム登録を行うとともに、全国都市緑化フェア期間中に普及啓発イベントを実施する。

(5) JAPAN ブランド育成支援等事業

地域中小企業者等の域外需要の獲得や地域経済の活性化のため、中小企業者等が実施する海外展開やそれを見据えた全国展開のための新商品・サービスの開発・改良、ブランディング、新規販路開拓等の取組を支援する。

(6) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

日本貿易振興機構(JETRO)において、農商工連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き、地域産品及び産地をアピールする。

また、海外における地域産品の認知度が低い状況を踏まえて、これらの魅力が一層伝わるよう、バーチャルを含めた製造現場の視察や産品に触れる機会を設ける。

(7) 旅行業務取扱管理者確保事業

国家戦略特区内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する旅行業務取扱管理者確保事業を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画・販売の取組を推進する。

(8) 歴史的資源を活用した観光まちづくり

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域(日本遺産認定地域、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等)の地方公共団体に対し、関係省庁を通じて得た情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握することで、より課題に即した解決策の検討・情報提供を行う。その結果、地方公共団体における歴史的資源の活用、観光まちづくりの更なる活発化を図る。

また、重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人、農泊地域等の観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおいて、歴史的資源を活用する際の課題等を把握・収集し、解決策の検討やウェブサイトでの情報提供を行うほか、歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集をウェブサイトに掲載し、取組への興味関心がある地域に関連情報や相互の取組内容を発信することで、取組の横展開を図る。

(9) 地域おこし協力隊

【再掲】第Ⅳ部第2章第2節3(1)d)②

(10) 訪日プロモーションの戦略的高度化

a) 戦略的な訪日プロモーションの取組

①観光ブランドイメージの確立に向けたグローバルキャンペーンの展開

日本政府観光局において実施している、欧米豪を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとしたグローバルキャンペーンについて、日本独自の魅力や体験等を訴求するため、ウィズコロナにおける観光スタイルの変化を踏まえた動画や静止画等を用いた発信強化を行う。発信に当たっては、コロナ収束後に早期の訪日が見込まれる市場に対しても広告対象を拡大し、ウェブサイトへの流入を促すことで、デスティネーションとしての日本の認知度向上を目指す。また、民間企業と連携した発信を行い、より効果の高いキャンペーンを展開する。

②現地PR会社等を活用した効果的なプロモーション事業の実施

欧米豪やアジアの一部市場等において、現地PR会社の専門的な知見を活用し、現地メディアとのネットワークを強化・拡充するとともに、現地メディアが求めるトレンドを把握し、メディア露出量の増加や効果的な情報発信を推進する。また、外国人有識者等も引き続き活用し、各市場における現地目線のプロモーション事業を展開する。さらに、欧米豪市場等で影響力のあるメディア等とのネットワークを活用し、ウィズコロナにおける観光スタイルの変化を踏まえた日本の多様な魅力(歴史、伝統文化、自然、アウトドアアクティビティ等)を、各種媒体を通じて発信する。加えて、日本在住の海外向けメディア等も活用し、日本の魅力を発信する。

③Japan Online Media Centerの利活用の促進・強化

訪日需要喚起に資する情報提供及び情報発信を行うため、海外メディア、旅行会社、官公庁等向けのプラットフォーム「Japan Online Media Center」において、掲載コンテンツの拡充を進めるとともに、より広く活用されるようSNS等からの誘導を強化する。

④メディア芸術の創造・発信の強化

【再掲】第Ⅳ部第2章第2節4(9)

⑤スポーツを含む着地・体験型プログラム情報の発信

日本政府観光局のウェブサイトにおいて、既存のスノー、ダイビングに加え、2022年(令和4年)2月に新設したハイキング・トレッキング、サイクリング、ゴルフのテーマ別ページを加えた新たなスポーツ統合サイトの情報拡充や、サイト誘引のためのオンライン広告等を実施する。また、テーマ別の商談会・見本市への出展を行い、日本のスポーツツーリズムの魅力を発信する。

⑥ビジット・イースト・アジア・キャンペーン

「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを継続的に実施し、観光再開後の東アジアへの旅行を促す。

⑦アジアにおける大規模キャンペーンの推進

アジア市場のリピーター層を対象に地方の魅力及び体験型コンテンツの認知・関心向上から購入までの一貫通貫したプロモーションを実施し、訪日外国人旅行者数及び消費額の回復を図る。

b) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会やワールドマスタースゲームズ2021関西、第20回アジア競技大会等、今後日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けて準備を進めるとともに、大会成功に向けた機運醸成を図る。

c) 4者連携による情報発信

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局等の関係省庁及び政府関係機関が連携するとともに、業界団体、現地日系企業等と幅広く協力し、オンライン等も活用して、音楽、マンガ、ファッション、日本食、地域資源等のクールジャパン及びビジット・ジャパンの一体的なプロモーションを実施する。また、担当者会議等の実施により相互に情報交換を行い、連携強化を図る。

d) 今後の訪日観光再開に向けた実証事業の実施

我が国の旅行会社が行動管理を行う少人数のパッケージツアー形式での実証事業を実施することで、訪日外国人旅行者と受入地域の双方にとって安心・安全な旅行環境の整備を目指す。また、日本政府観光局等を通じ、入国時や緊急時の対応に関する分かりやすい情報の発信や、往来を再開した国・地域ごとの効果的なプロモーションを行う。

e) スノープロモーション事業

スノー旅行人口が急増中の中国及びスキー・スノーボード目的での訪日が多いオーストラリアにおける博覧会出展等を通じた冬期の誘客促進を図る。また、日本政府観光局のウェブサイトでは日本各地のスキー場に関する情報提供を実施する。

f) 日本政府観光局における市場調査

日本政府観光局において2021年度（令和3年度）に実施した重点市場を対象とした基礎調査や重点的にプロモーションを行うターゲット層の深掘り調査の結果分析を行い、観光庁・日本政府観光局で中長期の訪日マーケティング戦略を策定する。

g) 日本政府観光局におけるプロモーション実施体制の強化

日本政府観光局において、高付加価値旅行等の専門人材の登用を行うほか、職員の能力開発の体系化、さらには海外事務所の体制強化等、プロモーションの推進強化に向けた基盤整備を進める。

h) eラーニングの実施

日本政府観光局において、海外の旅行代理店の販売員の訪日旅行に関する知識向上を図るため、eラーニングウェブサイトを運営するとともに、コンテンツの拡充等を行う。

i) 訪日外国人旅行者の意見分析や調査の実施等による満足度向上

新型コロナウイルス感染症収束後における旅行者の国際的な往来の再開を見据え、引き続き「訪日観光意見箱」を運用する。中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語に対応したウェブサイトを活用し、特にリピーターの多い東アジア地域（韓国、中国、台湾及び香港）からの旅行者の訪日観光に関する意見の収集・分析をするとともに、それらの意見に対応することで、旅行者の更な

る満足度向上を図る。

j) 新たな市場からの誘客促進に向けた先行試行的プロモーション事業等の実施

新重点市場(中東・中南米)を含む重点22市場において、出入国規制の状況に合わせて臨機応変にプロモーションを展開するとともに、準重点市場(ブラジル、ニュージーランド、オランダ、スイス等)において、引き続き試行的プロモーションを行う。あわせて、拠点となる日本政府観光局現地事務所の設置準備を中国内陸部(成都)、北欧地域(ストックホルム)において進める。

k) ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心に合わせた情報の発信(デジタルマーケティングの強化)

訪日外国人旅行者に対して、訪日意欲を一層促進するため、個別の興味・嗜好等の情報を効果的に発信するデジタルマーケティングの高度化を行い、効果的なプロモーションの実施を実現する。

l) SNS等を活用したプロモーションの高度化

在日インフルエンサーを含め、重点市場におけるインフルエンサーを招請し、日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信し、訪日需要を喚起する。

また、在外公館が運用しているSNSアカウント等を活用し、各国の嗜好・トレンド等を踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信するとともに、外務省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報(観光・文化・歴史・トレンド等)のコンテンツを再発信し、日本への関心・理解の拡大及び訪日需要の喚起を目指す。

(11) アドベンチャーツーリズムの推進

日本政府観光局において、アドベンチャーツーリズム(AT)ウェブサイトの情報拡充、AT業界のネットワーキングイベントへの参加に加え、動画制作やBtoC向け情報発信を行い、日本のATの魅力を発信するための総合的なプロモーションを実施する。

(12) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

a) 上質な観光サービスを求める訪日外国人旅行者の誘致促進

今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、消費額増加、地方への誘客をより重視するという観点から、訪日旅行における消費単価が高い高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するため、モデル観光地を全国10か所程度選定し、高付加価値な宿泊施設整備、観光資源の発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成、海外セールス強化等の取組を総合的に推進するための施策の検討を行う。

b) 高付加価値旅行者層向けのインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

日本政府観光局において、新型コロナウイルス感染症収束後の回復を見据え、国内事業者が提供するサービス内容の収集・蓄積を行い、特に、地方に眠るコンテンツを高付加価値市場の商流に乗せ、販売につなげる。また、日本政府観光局が観光庁と連携し、国内の高付加価値層向け旅行会社等と国内事業者とのハブとしてネットワーク化を実現し、訪日高付加価値旅行市場の拡大に取り組む。さらに、グローバルな高付加価値旅行の業界団体との連携強化や加盟旅行会社への積極的なセールス活動により、確実な送客につなげる。加えて、デジタル広告の配信結果分析を

活用し、「比較・検討」「予約・購入」につながる、より深い情報の発信を実施する。

c) 戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」事業

サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルスの世界3都市に設置された「ジャパン・ハウス」各拠点において、日本の多様な魅力や取組をこれまで日本に関心のなかった人々を含む幅広い層に対して発信し、インバウンドの観光需要を促進する。そのために、引き続き地方公共団体や地元企業、アーティスト等とも連携して企画・実施していく。

d) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

①地方の魅力発信セミナー・地方視察ツアー

地方の魅力の更なる海外展開に向けて、地方公共団体と駐日外交団との間で効果的な協力関係が構築されるような側面支援として、外務省が地方における海外展開の施策、地場産品及び観光資源等を駐日外交団等に紹介するセミナーを、複数の地方公共団体との共催により、都内ホテル等において、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、2022年度(令和4年度)内に1回開催する。また、駐日外交団を対象に、地方の持つ豊かな自然や文化遺産、地域が誇る産業施設等を視察するツアーを、外務省と地方公共団体との共催により、同年度内に、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえた上で、約4回実施する。

②地域の魅力海外発信支援事業

被災地を含む複数の地方公共団体等と連携し、風評被害対策を含む地方創生の一環として、日本食品の輸入規制の撤廃・緩和を促すとともに、地方公共団体や企業等と連携し、海外にいながらにして、現地の消費者に日本の地域の魅力をより一層体感してもらうことで、各地域が誇る日本食・日本産品等の販売促進・輸出拡大・観光促進等を支援する総合的なPR事業を、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、2022年度(令和4年度)内に実施する。

③地方創生支援・飯倉公館活用対外発信事業

外務省飯倉公館において、外務大臣が地方公共団体の長との共催により、駐日外交団等を対象に、地方の特産品、地場産業、伝統芸能、伝統工芸、観光地、文化遺産等の魅力のPRを行うことで、地方産品の販路拡大や観光客誘致による地方経済の活性化を目指すとともに、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(「東京2020大会」)のホストタウン交流で培った我が国の地方と諸外国との関係をレガシーとして定着させることで、地方の国際交流促進及び官民ネットワーク構築を図るレセプションを、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、2022年度(令和4年度)内に2回開催する。

④文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び国際交流基金(JF)が、各国において伝統文化、ポップカルチャー、地方の魅力や和食等、様々な分野に関する事業を行うことにより、日本の多様な魅力を積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高める。また、新型コロナウイルス感染症収束を見据え、各国で本格化する観光客誘致に向けた競争において有利な環境を創出するため、オンラインも活用しつつ、インバウンドの需要を喚起する。

日本政府観光局と国際交流基金(JF)の本部及び海外事務所が連携し、日本政府観光局の訪日プロモーション事業と国際交流基金(JF)の文化芸術交流、日本語教育、国際対話事業の機会を活用した連携事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の変化を見据えた訪日プロモーション及び国際文化交流の取組を実施する。新型コロナウイルス感染症収束を見極めつつ、国際交流基金(JF)のコンテンツ等を日本政府観光局の事業で活用

することにより、訪日旅行の回復時の交流を促進する。

さらに、文化、伝統、科学、技術等の様々な分野で「日本ブランド」を体現する専門家による講演、実演及びワークショップ等を実施することで、地方の観光資源を含む日本の多様な魅力を発信し、親日層の拡大と訪日客誘致につなげる。

e) テレビ国際放送の実施

「放送法(昭和25年法律第132号)」に基づきNHKにテレビ国際放送の実施を要請することにより日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を推進する。

f) コンテンツ等の海外展開の促進を通じたプロモーション

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省、国際交流基金、日本政府観光局等の関係省庁・機関等が連携して、地方公共団体及び国内外の事業者等の関係者とも幅広く協力し、新型コロナウイルス感染症による影響・変化を踏まえ、地域の魅力を伝える放送コンテンツの海外展開を強化する取組等への支援等をオンライン等も活用して行う。また、世界に向けて日本の農産品・地場産品、文化等を含めた各地域の魅力を効果的に発信し、日本に対する関心・需要の喚起を図る。

g) 日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化

日本観光振興協会において、国内観光情報ウェブサイト「全国観るなび」の掲載情報について、インバウンドにも向けて、魅力のある季節情報や行事・祭事情報をはじめとした、精度・鮮度の高い観光情報の提供体制を強化するとともに、手動翻訳による正確な英語での情報発信を図る。また、将来的には、AI翻訳の導入等により多言語で正確な情報提供ができるよう、検討を進める。

h) 海外における日本語事業(国際交流基金事業)

国際交流基金(JF)による日本語専門家派遣事業、日本語教材の開発・提供及び情報収集ネットワークづくり、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続するとともに、オンラインも活用し、一層、海外における日本語教育の普及・拡大、質の向上、安定的実施等を図る。

i) 日本の庭園文化の情報発信

日本の伝統的な造園技術を活用した海外での庭園の整備等を通じ、日本の有する造園文化や魅力を発信することで、訪日需要の喚起につなげる。

j) 2027年(令和9年)国際園芸博覧会事業

2027年(令和9年)国際園芸博覧会に向けて、我が国の花きや、いけばな、盆栽、日本庭園等の伝統的な文化・技術を、他国での国際園芸博覧会等の機会を通じ情報発信する。

k) 風評被害を最小限に抑える情報発信の実施

日本政府観光局のウェブサイト及びSNSを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する水際対策等の情報について発信するとともに、災害関連の情報に関しては、災害地域の安全性が確保されるようになった後、公共交通機関、観光地等に関する正確な情報を発信し、風評被害を最小限に抑える。

l) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

国際観光交流のよりよい復興と持続可能な観光の実現に向けて、UNWTO(国連世界観光機関)と連携した国際シンポジウムの開催等を通じ、国内外の先進事例等を共有するとともに、日本の観光地の魅力を発信する。

m) 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

観光当局間の協議等を通じて、新型コロナウイルス感染症収束後における諸外国との観光交流の回復・拡大を図る。

n) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

アイヌ文化の復興・創造等の拠点である「民族共生象徴空間(ウポポイ)」について、国内外から多くの人々が訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体感し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、年間来場者数100万人を目指し、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した適切な管理運営、コンテンツの充実、誘客促進に向けた広報活動等に取り組む。

o) 海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

将来的な海外からの誘客にも資するよう、首都圏及び地方取材のための外国メディア関係者の招へいや、在京外国メディア関係者向けプレスツアーを実施し、海外メディアによる日本の魅力発信を支援する。さらに、地方創生の取組も積極的に紹介し、海外への地方の魅力発信を強化する。新型コロナウイルス感染症の影響により実際の招へいが困難な場合には、オンラインでの取材を調整する。

(13) デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの、輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境EC¹⁵に適したブランディング、プロモーション等を支援する。

(14) 日本文化の魅力の旅前・旅後におけるオンラインでの発信

全国各地の文化財とその地域の魅力について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局において、訪日外国人旅行者誘客に資する一元的な情報発信をウェブサイトから行う。また、新しい生活様式に対応したデジタルコンテンツの更なる拡充、高付加価値旅行を意識したウェブサイトの更なる磨き上げとデジタルマーケティングの強化を推進する。

(15) 日本博の推進

【再掲】第Ⅳ部第2章第2節4(3)

(16) 海外への情報発信強化

【再掲】第Ⅳ部第2章第2節2(1)b)

¹⁵ インターネットを活用して日本国内から海外に向けて商品を販売するEC(電子商取引)のこと。

(17)SAVOR JAPANブランドの魅力発信

【再掲】第Ⅳ部第2章第2節5(4)

(18) 農泊推進対策

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節4

(19) 訪日教育旅行の活性化

a) 訪日教育旅行の受入体制整備

日本政府観光局のウェブサイトにおいて、受入側が配慮すべき事項や学校交流情報の地方公共団体との共有を行うとともに、観光庁と文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局と教育部局の連携方針に関する情報を発信することにより、受入体制の整備促進を図る。

b) 相談窓口によるマッチング支援

日本政府観光局に設置した訪日教育旅行に関する相談窓口を通じて、海外からの問合せに対応する。また、訪日教育受入申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、国内教育関係先とのマッチング支援を実施する。

c) 訪日教育旅行の活性化

訪日教育旅行に関する一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し、国際理解教育担当指導主事等連絡協議会において理解を促進するための周知を行う。また、教育旅行関係者に対し、訪日教育旅行で体験できるプログラムや観光魅力を紹介する訪日教育旅行セミナー等を開催する。さらに、日本側の受入学校や教育旅行関係団体等との交流の機会を設け、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

(20) 観光列車の情報発信強化

全国の観光列車が持つ魅力を紹介する日本政府観光局ポータルサイトについて、掲載する観光列車の対象を拡大するなどの掲載内容の充実により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

(21) 観光の中核を担う人材育成の強化

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節1(4)b)

第4節 観光インフラの整備

1 MICE・IR

(1) MICE誘致の促進

a) MICE誘致促進等

MICE誘致のノウハウが不足しているが誘致には積極的な地方都市に対し、コンサルタントによるトレーニングプログラムを実施し、我が国の国際会議等のMICE開催件数の更なる底上げを図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響が続くこと等を見据え、対面とオンラインを組み

合わせたハイブリッド開催やSDGs 16¹⁶への配慮に関するノウハウ、技術等の導入支援を実施し、MICEの誘致・開催を促進する。

さらに、日本政府観光局とともに、MICE誘致環境の変化も踏まえた新たなMICEマーケティング戦略を策定し、MICEの誘致促進等に取り組む。

b) ハイブリッド国際会議の開催促進

安心・安全な国際会議の開催を促すとともに更なる誘致競争力の向上を図るため、会場等における感染症対策を徹底しつつ実地及びオンライン参加者双方の満足度を高めるとともに、オンライン参加者の訪日意欲向上にも資するハイブリッド国際会議について実証事業を行い、ハイブリッド国際会議の開催効果を高める方策を普及させる。

c) インセンティブ旅行支援

日本政府観光局において、新型コロナウイルス感染症の影響により変容した企業ニーズに対応可能なM&I旅行(ミーティング及びインセンティブ旅行)コンテンツを国内各地域から収集し、選定する。選定した情報は多言語化し、海外事務所からニュースリリース等でBtoB向けに情報発信する。

また、収集した情報を活用し、2023年(令和5年)3月までに、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、台湾、韓国及びインドにおいて現地旅行会社等の有力バイヤーを集めたインセンティブオンライン商談会を行う。

d) 関係省庁間の連携

2021年(令和3年)12月に開催した「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」での議論を踏まえ、関係省庁の更なる連携を図る。また、国際会議等の積極的な誘致を図るため、MICE推進関係府省連絡会議等を活用し、観光庁が関係省庁に対して招請レターの発出を促し、国際会議等の主催者に対して支援を行う。

e) レセプションでの公的施設の利用促進

国際会議等のレセプションを積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー等に情報を発信することにより、公的施設のユニークベニューとしての活用を促進する。

f) プレ・ポストMICEプログラムの推進

プレ・ポストMICEプログラム(テクニカルビジット・エクスカーション等)について、MICE誘致の重要性やその提案に係るノウハウを各地域に共有することで、それらに関する企画・提案を促進し、参加者の滞在長期化を図る。

g) 学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催促進

共同主催国際会議の募集に関する周知や、日本政府観光局が関係する事業の周知等で構築してきた日本政府観光局と日本学術会議との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催の促進に向けた取組を促進する。

16 Sustainable Development Goalsの略。

h) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

2021年(令和3年)12月に開催した「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」での検討結果について、とりまとめの公表や取組の具体化等を通じて、ポストコロナを見据えたMICEの安全な再開と誘致競争力強化に向けた官民連携の更なる強化を図る。

また、今後、日本政府観光局とともに、MICE誘致環境の変化も踏まえた新たなMICEマーケティング戦略を策定するとともに、コンベンションビューローの機能高度化支援を引き続き行うなど、関係者との連携を深めながらMICEの誘致活動の強化を図る。

i) MICE総消費額の算出

ハイブリッド型を含むMICEによる消費額等に関する調査を実施し、その結果を公表することにより、MICEの開催意義を普及・啓発するとともに、対面を含む形での開催の促進を図る。

j) MICE人材育成

MICEのオンライン化・ハイブリッド化が生じている状況等、MICEをめぐる環境変化を踏まえ、MICE人材のデジタルリテラシーの向上等に向けた取組を行う。

k) MICEブランドを活用した日本の認知度向上

日本政府観光局において、MICE需要回復に向けて、オンライン広告やウェブサイト、SNS、その他のプロモーション活動により日本のMICE受入に関する情報を継続的に発信する。

l) MICE関連国際団体との連携によるプロモーションの強化

日本政府観光局は、国際的に有力なMICE主催者との関係を強化し、MICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、2021年(令和3年)8月にIAPCO(国際PCO協会)と締結したデスティネーション・パートナーシップに基づくIAPCOのネットワークを活用した情報発信や、MICE誘致・開催の経験がある人材の研修講師としての派遣等の人材育成に係る連携を更に強化する。また、ICCA(国際会議協会)、MPI(MICE専門家が加盟する国際非営利団体)等、MICE国際団体のネットワークを活用し、情報発信を行う。

m) 大学教員・研究者等の国際会議誘致活動に対する支援、潜在的な国際会議主催者に対する意義の普及・啓発

日本政府観光局海外事務所において、IAPCO(国際PCO協会)等の国際本部との情報交換や学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、日本政府観光局及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うと同時に、日本政府観光局の本部において国内学協会へのセールスやプロモーションを行い、日本政府観光局の活動の認知度を向上させ、誘致件数の拡大に努める。

また、国内の広報強化のために、MICEアンバサダーを活用した広報・広告及び日本語SNSにおける情報発信を行う。

さらに、地域の大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化する。

n) MICE関連人材の育成、コンベンションビューローに対するコンサルティングの実施

MICE実務人材育成に向けて、「体系的人材プログラム(初級・中級・上級)」の内容の充実化を

図り、能力向上機会を提供する。また、コンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、国際競争力の強化に必要な助言を行う。

o) データ連携システムを活用したMICE誘致力の強化

日本政府観光局において、引き続きデータ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのMICE活動によって収集・蓄積した各種データの組織内共有やウェブサイトとの連携を行い、国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE誘致力の強化を図る。

p) MICE施設のコンセッション方式活用推進の加速化

MICE施設へのコンセッション方式導入を促進するため、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施する。あわせて、MICE施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームに関するスキームを検討する。

q) スポーツMICEの招致・開催支援に向けた検討

今後国内で開催予定の国際競技大会について調査を行い、調査結果について地方公共団体や競技団体等に周知を図る。

r) 戦略的輸出拡大サポート事業

日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会、見本市等への海外バイヤーの参加促進によるビジネス機会の更なる創出について、検討・実施する。

s) 国際仲裁の活性化

仲裁専用施設(日本国際紛争解決センター・東京)のサービス向上を進めるほか、同施設を活用した国際セミナー・シンポジウムの積極的開催、海外への広報活動等を通じて、クロスボーダー取引をめぐる紛争解決の拠点としての日本の魅力をアピールし、我が国の国際仲裁を活性化させ、海外から多くの仲裁人・仲裁代理人を日本に呼び込む。

(2) IR区域の整備の推進

IRについては、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本のMICEビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整備されるよう、「特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)」に基づき、所要の手続を進める。

2 出入国の円滑化

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

a) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の整備・強化

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと¹⁷等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、引き続き以下の取組を実施する。

¹⁷ 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、2020年(令和2年)4月以降は、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

① バイオカートの導入

入国審査に要する時間の短縮のため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを成田国際空港等20空海港で運用しているところ、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者数の増加を見据えた入国審査の円滑化のため、バイオカートの運用方法・活用について検討する。

② プレクリアランスの早期実現

台湾とのプレクリアランス(事前確認)について、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出入国者数の回復状況を見極めながら、2023年度(令和5年度)以降の可能な限り早期の実現を目指す。

③ 自動化ゲートの対象拡大

航空機の乗員を自動化ゲートの利用対象とすることについて、対応方法等所要の検討を行う。

④ 顔認証ゲートの効率的な活用

顔認証ゲートは、日本人の出帰国や短期滞在目的で在留する外国人の出国手続において活用されており、2022年(令和4年)3月時点で全国7空港に導入しているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出入国者数の回復状況を見極めながら、今後の活用等について検討を行う。

⑤ 出入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田国際空港においては、出入国の待ち時間の公開に向け表示方法等の調整を進める。関西国際空港においては、出国の待ち時間を公開しているところ、関係省庁等が協議し、入国の待ち時間の公開に向け引き続き検討する。

b) FAST TRAVELの推進

空港における旅客手続の各段階(保安検査・チェックイン等)や各動線に、顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化(One ID化)や、自動チェックイン機、自動手荷物預け機、スマートレーン、CUTE¹⁸システム、インラインスクリーニングシステム等、最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスの実現と、ポストコロナも見据えて旅客手続の非接触・非対面化による接触リスクを低減するため、旅客動線の横断的な効率化や高度化を追求する。

また、関西国際空港については、運営権者において、民間の創意工夫を生かした機能強化が図られており、引き続き、国際線キャパシティーを向上させるため第1ターミナルにおける国際線/国内線エリアの配置の見直しによる施設配置の再編や旅客体験の向上のための商業エリアの充実等を含む第1ターミナル改修等の同空港の機能強化を促進する。

c) ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、日本国内で予定されている国際的なイベントや訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器の導入推進を図る。

また、2020年(令和2年)6月から開催している有識者会議において、保安検査等の実施主体

¹⁸ Common use terminal equipmentの略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システム。

や費用負担の在り方について、海外状況調査を行うとともに、その結果も踏まえて方向性の打ち出しを目指すなど、引き続き、保安検査に関する諸課題の解決に向けて検討・議論を行う。

d) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続の実施

今後の訪日外国人旅行者数の回復を見据え、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

e) CIQ手続のデジタル化

CIQ手続について、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性の更なる向上を図る観点から、スマートフォン等の利用を通じたデジタル化を一層進めるため、2021年(令和3年)12月に運用を開始したVisit Japan Webについて、利用者の利便性向上等のため必要な機能の開発を2022年度(令和4年度)内に実施する。

f) 先進的で世界最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

円滑かつ厳格な出入国審査等を高度な次元で実現し、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を図るため、ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを搭載したバイOMETRICS読取装置を導入しているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入国者数の回復状況を見極めながら、同装置の今後の整備・運用について検討する。

g) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立の実現

税関において、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲート等を旅客の利便性向上のため適正に運用するとともに、その利用拡大に努める。

h) ファーストレーンの整備促進

重要ビジネス旅客や国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田国際空港及び関西国際空港において、空港の運用状況を踏まえ、利用促進のPRや利用時間の柔軟な運用を行う。国際会議主催者に対しても、国際会議の誘致時に利用促進のPRを行う。

i) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

訪日外国人旅行者の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、出入国在留管理庁及び税関において、国内外の関係機関との更なる情報連携の推進及び、出入国旅客の事前旅客情報(API¹⁹)や乗客予約記録(PNR²⁰)といった情報の電子的な収集を強化すると

¹⁹ Advance Passenger Informationの略。船長又は機長が入出港前に報告する旅客及び乗組員の氏名、国籍等に関する情報。

²⁰ Passenger Name Recordの略。航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

もに、更なる情報分析・活用の高度化を図るべく、国内関係機関との連携の推進や、外国税関当局等との分析手法に関する意見交換を行うことで、より一層効率的・効果的な審査・検査の実施を推進する。

j) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発空港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、その結果を航空会社に通知することで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みについて、その導入に向けたシステム構築を開始する。さらに、渡航前に将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入に向けた検討を行う。

k) 上陸審査等の合理化(EDカード及び在留資格認定証明書の電子化)

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、在留資格認定証明書の電子化について2022年度(令和4年度)中の実現に向けて取り組むとともに、小規模出入国拠点におけるEDカードの電子化について引き続き検討を行う。

(2) 地方の農林水産物・食品の輸出支援

農畜産物を輸出するには相手国の求める条件に応じて輸出検査を受ける必要があること等を周知するため、10か国の言語を用いた動植物検疫制度に関するリーフレット等を作成し、空港の輸出検疫カウンター等での配布やウェブサイトへの掲載を行う。

また、6空港7か所(新千歳空港、成田国際空港(第1ターミナルビル及び第2ターミナルビル)、東京国際空港(羽田空港)、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港)の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを引き続き活用することにより、円滑な輸出検査手続を行う。

さらに、輸出先国の規制・条件に合致した農産物の訪日外国人旅行者による携帯品(おみやげ)としての持ち帰りに取り組む産地等に対して、植物検疫、防除等の専門家による技術的なサポートを実施する。

(3) プライベートジェットの受入環境の改善

首都圏空港におけるプライベートジェットの発着枠の拡大を検討するとともに、東京国際空港(羽田空港)において、空港の利用環境整備に向け、既存スポット運用の工夫による駐機可能数拡大に向けた調整を進める。また、地方空港においてもプライベートジェット専用動線等の受入環境整備を進める。

3 空港

(1) 首都圏空港の容量拡大

訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指す。具体的には、東京国際空港(羽田空港)においては、2020年(令和2年)3月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・安全対策や地域への丁寧な情報提供を実施する。成田国際空港においては、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に進める。

(2) 地域の拠点空港等の機能強化

福岡空港においては、滑走路処理能力の向上を図るため、滑走路・誘導路等整備を実施し、2024年度(令和6年度)の供用予定に向けて滑走路増設事業を推進する。また、空港の利便性向上を図るため、那覇空港においては国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港においては誘導路複線化等を引き続き推進する。

(3) 空港アクセスの利便性向上

東京国際空港(羽田空港)においては、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けての調整を行う。また、空港アクセス鉄道の基盤施設整備事業として、京急空港線引上線について、2021年度(令和3年度)に引き続き現地工事を進め、鉄道基盤施設(トンネル躯体等)の着工に必要な歩行者通路の切り回し工事に、新たに着手する。JR東日本羽田空港アクセス線についても、JR東日本が鉄道事業法上の工事施行認可を得た後、現地工事に着手する。

さらに、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、引き続き、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けた検討を進める。

加えて、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸することで混雑解消等を図る。

(4) 空港コンセッションの推進

地方空港のゲートウェイ機能強化を図るため、引き続き、地方空港のコンセッションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を促進する。

(5) 地方空港国際線の就航促進

国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援、CIQ施設の整備の支援等を実施し、関係省庁が連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進する。

また、今後の訪日外国人旅行者の受入再開を見据え、空港における感染リスク最小化のための受入環境整備を推進するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入再開後においては、必要な見直しを行った上で、国際線運航再開等に向けた支援を実施することにより、地方空港国際線の回復・充実にに向けた取組を推進していく。

(6) プライベートジェットの受入環境の改善

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(3)

(7) 操縦士・整備士の養成・確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により航空需要は一時的に減退しているが、今後予想される航空需要の回復・増加に対応するため、産学官の関係者で連携しつつ、民間養成機関における操縦士・整備士の養成・確保の促進に係る調査の実施、航空大学校における操縦士の着実な養成、外国人材の活用等による整備士の養成の促進、航空業界を志望する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行う。

(8) CIQの計画的な体制整備

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(1)d)

(9) 空港地上支援業務の省力化・自動化・人材確保等

空港地上支援業務について、労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。空港制限区域内における無人自動運転の2025年(令和7年)までの導入を目指し、自動運転レベル4相当(特定条件下における完全自動運転)の導入に向けた実証実験を実施し、必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を進める。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る。

さらに、2020年(令和2年)1月に策定した「グランドハンドリング アクションプラン」に基づき、空港におけるグランドハンドリング体制の強化のため、引き続き外国人材の受入を含む人材の確保等に取り組む。

(10) 地方への新規就航に合わせた共同プロモーション

航空会社の経営悪化による減便・撤退が深刻となる中、日本政府観光局が中心となって、地方の空港関係者等と連携しながら、国際商談会に参加するなど、海外の航空会社に対し新規就航・復便を積極的に働きかける。また、新型コロナウイルス感染症による入国規制状況を注視しながら、新規就航・復便を行う航空会社を対象とした共同プロモーション等を行う。

(11) 中部国際空港第1旅客ターミナルリノベーション事業

開業後15年以上が経過した中部国際空港の第1旅客ターミナルにおいて、国際的な人の往来再開を見据えて、国際線保安検査場の面積の677㎡から910㎡への拡張、処理能力向上による混雑緩和、新型コロナウイルス感染症対策としての過密化対策を盛り込んだ改修等を引き続き行い、機能強化を図る。

(12) コンセッション方式等の活用の推進

インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等の分野においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多大な影響を受けているが、将来の需要回復を見据え、積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。

(13) 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

引き続き、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編(上下分離)を2025年(令和7年)までに段階的に実施する。2022年度(令和4年度)は、東日本空域における上下分離を進める。

(14) 訪日外国人旅行者数目標達成に向けた航空・空港支援

新型コロナウイルス感染症が航空業界に甚大な影響を与えていることを踏まえ、観光需要の回復・拡大に不可欠な航空ネットワークの維持・確保に向けて、需要回復後の成長投資を下支えする観点から、引き続き空港使用料や航空機燃料税の減免、空港会社等への無利子貸付等の必要な支援を行う。

(15) 国内外ハブ空港におけるプロモーション

国内空港のデジタルサイネージ等を活用し、訪日プロモーションに関する動画を放映する。

4 ビザの戦略的緩和

観光立国の実現及び二国間の人的交流の促進のため、新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況等を踏まえつつ、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局のプロモーション等と連携する形での、将来的なビザ緩和を検討する。

また、これまで戦略的なビザ緩和を実施した国について、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者数の回復に向けて、国内外の感染状況等を踏まえつつ、引き続きプロモーションを実施する。

さらに、国際的な人の往来が再開する際に備え、我が国へのビザ申請が円滑に行われるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。

第5節 更なる観光振興を図るための主要施策

1 観光需要の喚起・創出

(1) 観光需要喚起策の実施

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた我が国の観光関係産業を支えるため、「新たなGo Toトラベル事業」や地域観光事業支援の実施により、引き続き、観光需要の喚起を図る。

(2) 感染拡大防止に向けた取組

宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に対して、業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、感染拡大防止策の導入を支援するとともに、ワクチン接種後のマスク着用や手洗い、旅行の前や後も含めた健康チェック等の旅行者の基本的な感染防止対策をまとめた「新しい旅のエチケット」について、観光・交通事業者等の協力も得ながら周知することにより、安全で安心な旅行環境の整備を図る。

(3) ワークेशन・ブレジャーの促進

ワークेशनやブレジャー等について、旅行機会の創出や旅行需要の平準化のみならず、働き方改革や地方創生等にも資することを踏まえ、その普及促進を図るべく、経営者も参加する機会を設けることも含め、送り手である企業と受け手である地域の参画によるモデル事業や情報発信等を行う。

また、テレワークやワークेशनに前向きな企業の人々を中心に、地域や関係省庁も参加する官民コンソーシアム(仮称)等の枠組みを2022年(令和4年)中に構築し、テレワークとワークेशनについて、好事例の収集・横展開、推進企業や地域のネットワーク化、各主体の取組の見える化等を進める。

(4) 第2のふるさとづくりプロジェクト

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うテレワークの進展による働き方や住まい方の流動化、密を避け自然環境に触れる旅へのニーズの高まり、田舎を持たない都会の若者が増え、田舎に何らかの関わりを求める動きの増加等の新たな動きを踏まえ、いわば「第2のふるさと」を作る「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルをモデル実証等により推進・定着させ、新たな交

流市場の開拓や、地域の活性化を図る。モデル実証では地域との関わりの作り方、宿や街中での滞在環境、移動の足の整備、マーケティング等の地域づくりに必要な取組の支援を行い、約15地域での成功事例の創出を目指す。

(5) 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成

将来にわたって国内外からの旅行者を惹きつける、地域・日本のレガシーとなる新たな観光資源の形成を促進し、継続的な来訪等の新たな交流市場の開拓や地域の活性化を図る。これに向け、まずは地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査やプラン作成を行う。

2 持続可能な観光の推進

(1) 持続可能な観光地域づくり

世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進め、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、地域における「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」の実践によるモデル形成を通じたマネジメント体制の構築、コンテンツ造成、受入環境整備を支援するほか、訪日プロモーションも含めて総合的に取り組む。

(2) 安全・安心な旅行環境の整備

訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、感染症対策に加え、避難所機能の強化や災害時・急病時の多言語対応の強化等に関する取組の支援を実施する。

(3) ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者が連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用したエリアプライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を推進・支援する。

(4) 観光地周辺における渋滞対策

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、「東京2020大会」での取組を踏まえ、駐車場予約専用化等の即効性のある渋滞対策を推進する。

(5) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅳ部第2章第3節(12)1)

3 若者をはじめとした海外旅行促進

(1) アウトバウンドの段階的復活、安全安心な教育旅行環境の整備

国内外の感染状況を見極めつつ、アウトバウンドの段階的な再開を見据えて、有識者や関係省庁、関係団体を交えた官民連携体制の見直し・再構築による機能強化を図る。また、旅行者の安心・安全を確保するため、2021年度(令和3年度)事業で構築した教育旅行に係るウェブサイトや2022年度(令和4年度)中に開催するセミナー等を活用し、各国の感染症対策や現地情報等に係る適切な情報発信、人的交流拡大に向けたプロモーション事業を実施する。

(2) 教育旅行を通じた若者の国際交流の促進

海外教育旅行の再開に向けて、各国・地域における最新の感染症対策等の安全情報やワクチン接種証明等の普及・活用状況、ポストコロナを見据えた次世代の教育旅行プログラム等について調査を行い、「情報発信ツール」(ウェブサイト)のコンテンツ充実・利便性向上を図る。さらに、海外教育旅行の再開・回復に向けた諸外国との協議や、国内における新型コロナウイルス感染症にも対応した海外教育旅行の普及・啓発活動を、関係省庁や観光業界等と連携しながら実施する。

(3) 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅳ部第2章第3節(12)m)

(4) 旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保

観光庁は、外務省の「たびレジ」と連携し、情報の配信や旅行者の安否確認を行う旅行安全情報共有プラットフォームについて、旅行業協会等を通じて、旅行会社へ参加を引き続き働きかけるとともに、利用者のニーズに応じた運用改善等、旅行者の安全確保に向けた更なる利便性の向上を図る。

(5) 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

若者に旅の意義や素晴らしさを伝え、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力自ら発信することができる観光人材の育成を図るため、2013年(平成25年)から実施している「若旅★授業」を継続実施する。2022年度(令和4年度)は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策の観点からオンライン授業も含めて実施する。

また、「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等、学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用することを促進するとともに、地域づくりや「道の駅」の運営を担う人材育成の強化を支援するなど、「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を推進する。

4 休暇改革

2020年(令和2年)の年次有給休暇取得率は56.6%となった。引き続き、年次有給休暇取得率を向上させることを目指し、以下の取組を実施する。

(1) 年次有給休暇の取得推進

2019年(平成31年)4月に改正法が施行された「労働基準法(昭和22年法律第49号)」に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられたこと等について、引き続き、働き方改革推進支援センター等で開催する説明会やSNS等のマスメディアを活用した周知及び履行確保を図る。また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告、新聞広告、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行う。

(2) 「キッズウィーク」の推進

地域ごとの個別の事情や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、可能な地域においては、地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平

日に移すなどして学校休業日の分散化を検討するとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図る。また、これらの取組を官民一体となって推進するため、取組事例の周知や普及啓発等の取組を進める。さらに、国家公務員について、家族の記念日や子供の学校行事等の職員のプライベートの予定等に合わせた年次休暇取得を促進する。

5 国際観光旅客税の活用

より高次元な観光施策を展開していくため、国際観光旅客税の税収（観光財源）を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）」や「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」において明示されている3つの分野に充当するとともに、観光財源を充当する施策は既存財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本とする。また、無駄遣いを防止し、用途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。加えて、観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

6 東日本大震災からの復興

(1) 福島における観光復興

福島における観光復興に向けて、国内外のメディア、インフルエンサーの招請、SNSを通じて福島の魅力の情報発信を行う。

また、復興に向け挑戦し続ける福島の真の姿に触れてもらうホープツーリズムを推進するため、学校関係者や旅行会社等を対象とするモニターツアーを実施するなど、教育旅行誘致の働きかけを行う。さらに、ホープツーリズムとサイクリングをかけあわせたコンテンツ等の取組を行う。

(2) ブルーツーリズムの推進

ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムを推進し、国内外からの誘客と観光客の定着を図るため、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、海にフォーカスしたプロモーションの強化、ビーチの国際認証の取得等に向けた取組を総合的に支援する。

(3) グリーン復興プロジェクトの推進

「グリーン復興プロジェクト」の1つである「みちのく潮風トレイル」について、拠点である名取トレイルセンターを活用した情報発信を引き続き行うほか、沿線住民への普及啓発イベントを実施し、地域参画を推進する。また、沿線事業者や関係する地方公共団体等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図る。

(4) 福島浜通りの産業復興に向けた消費喚起のための交流人口拡大施策

国及び福島県は、福島浜通り地域等15市町村の協力を得て、同地域における交流人口拡大に向けたアクションプランをまとめる。また、「誘客コンテンツ開発等支援事業」・「浜通り等15市町村への来訪者向けポイント還元キャンペーン」等に取り組み、同地域への更なる交流人口拡大と消費喚起を図る。

7 観光統計

(1) 地域単位の統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映できるよう、宿泊旅行統計調査について、精度を確保しつつ、都道府県より詳細な地域単位での公表の実施に向けて取り組んでいく。

(2) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ (FF-Data) の整備

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節2(1)e)